

第 53 回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】令和 3 年 2 月 19 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分

【場所】市庁舎 18 階共用会議室 みなと 1・2・3

1 開会

(1) 事務局あいさつ

2 議題

(1) 発達障害児・者に係る施策の取組について

ア 地域療育センターの抜本的な見直しについて

イ ペアレント・トレーニングについて

ウ 発達障害に係る「特定相談日」の実施方法に関する検討について

エ 特別支援教育の取組状況について

オ 「世界自閉症啓発デー in 横浜 2021」について

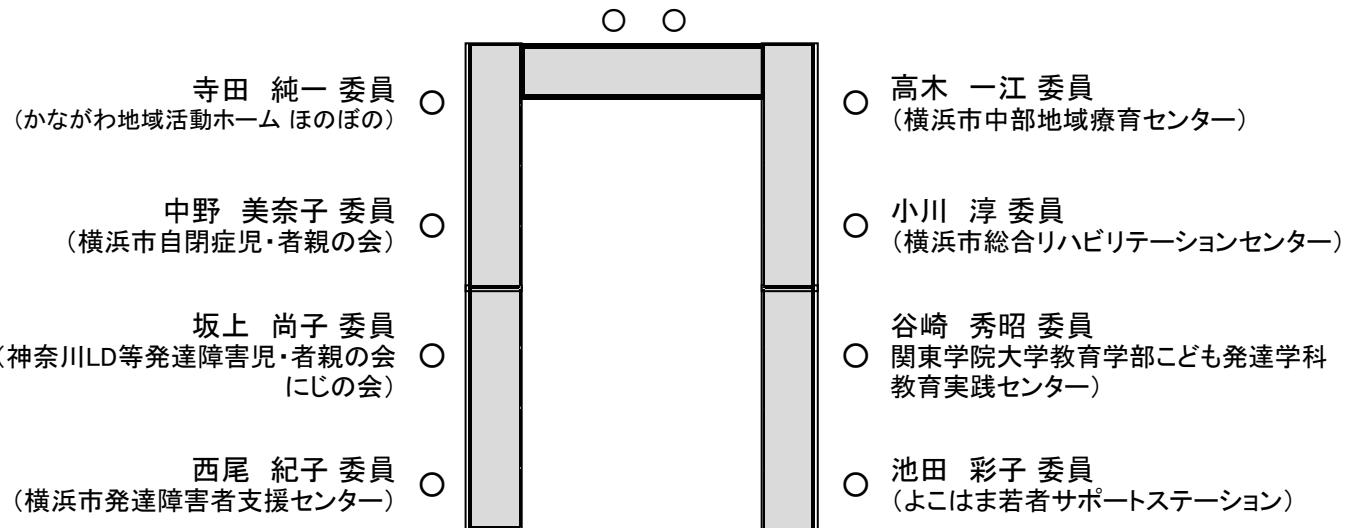
(2) 第 4 期障害者プランの策定状況について

3 その他

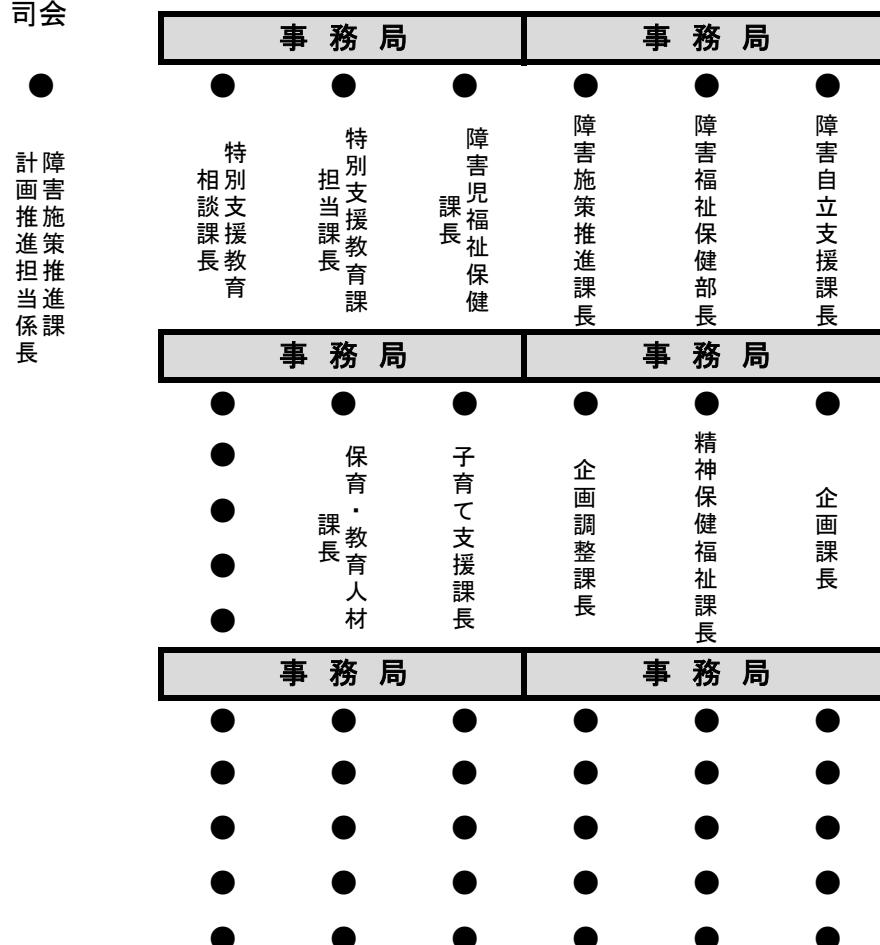
第53回 横浜市発達障害検討委員会 座席表

平田 幸宏 委員 渡部 匡隆 委員

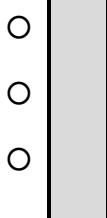
(東洋英和女学院大学人間科学部) (横浜国立大学 大学院教育学研究科高度教職実践専攻)



司会



傍聴席



令和2年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	学識経験者	谷崎 秀昭	関東学院大学教育学部こども発達学科 教育実践センター
4	医療従事者	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川L D等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	一般社団法人横浜市自閉症協会

令和2年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

	局名	補職名	氏名
事務局	健康福祉局	障害福祉保健部長	上條 浩
		企画課長	粟屋 しらべ
		障害施策推進課長	佐渡 美佐子
		障害自立支援課長	渡辺 文夫
		障害施設サービス課長	宮嶋 真理子
		精神保健福祉課長	榎本 良平
	こども青少年局	こども福祉保健部長	武居 秀顕
		医務担当部長	岩田 真美
		企画調整課長	谷口 千尋
		障害児福祉保健課長	内田 太郎
		青少年相談センター所長	高田 裕子
		子育て支援課長	田口 香苗
	教育委員会事務局	保育・教育人材課長	甘粕 亜矢
		インクルーシブ教育担当部長	佐藤 祐子
		特別支援教育課担当課長	藤原 啓子
		特別支援教育相談課長	畠山 重徳
事務局	健康福祉局	障害施策推進課計画推進担当係長	田辺 興司
		障害施策推進課相談支援推進係長	根岸 桂子
		障害施策推進課担当係長	川上 俊輔
		障害自立支援課就労支援係長	奈良 茜
		障害施設サービス課地域施設支援係長	黒米 健一
		障害施設サービス課共同生活援助担当係長	品田 和紀
	こども青少年局	精神保健福祉課精神保健福祉係長	岡田 由起子
		障害児福祉保健課担当係長	畠下 陽介
	教育委員会事務局	障害児福祉保健課整備担当係長	田島 絵美
		特別支援教育課担当係長	伊藤 亜希
		特別支援教育課指導主事	加藤 守昭

令和 3 年 2 月 19 日
こども青少年局障害児福祉保健課

地域療育センターの抜本的な見直しについて（経過報告）

地域療育センターの機能を抜本的に見直すため、令和 2 年 2 月から「地域療育センターあり方検討会」を実施しています。

I 「地域療育センターあり方検討会」について

(1) 検討会の実施状況

令和 3 年 1 月までに、9 回の検討会を実施しました（8 月以降 4 回実施）。

当初の、令和 2 年秋に方向性を取りまとめ令和 3 年度予算要求につなげる目標からは遅れていますが、各運営法人と、支援の流れや規模について検討しています。

(2) 検討の方向性

前回に引き続き、「インクルーシブ支援の充実と集団療育の見直し」、「相談申込後、速やかにサービスが開始できる仕組みの構築」とそれを実施するための組織体制について検討しています。

- ・「週 5 日の集団療育」を中心とした従来の仕組みを見直し、専門性の高い評価に基づき、個々のニーズに応じた支援を提供できるようにします。
- ・個々のニーズに応じた支援にあたって、「医師の診断を経ないと支援ができない」流れを改善し、個々に最適な時期に提供できるようにします。
- ・インクルーシブ支援の視点から、地域療育センターに求められる役割を整理し、地域支援の充実を図ります。

(3) 8 月以降の進捗

- ・大まかな仕組みをまとめ、それに沿った具体的な支援の流れや業務、センターの規模について検討しています。

2 今後の方向性

中期 4 か年計画等と連動させ、着実に実施していきます。

令和3年2月19日
こども青少年局障害児福祉保健課

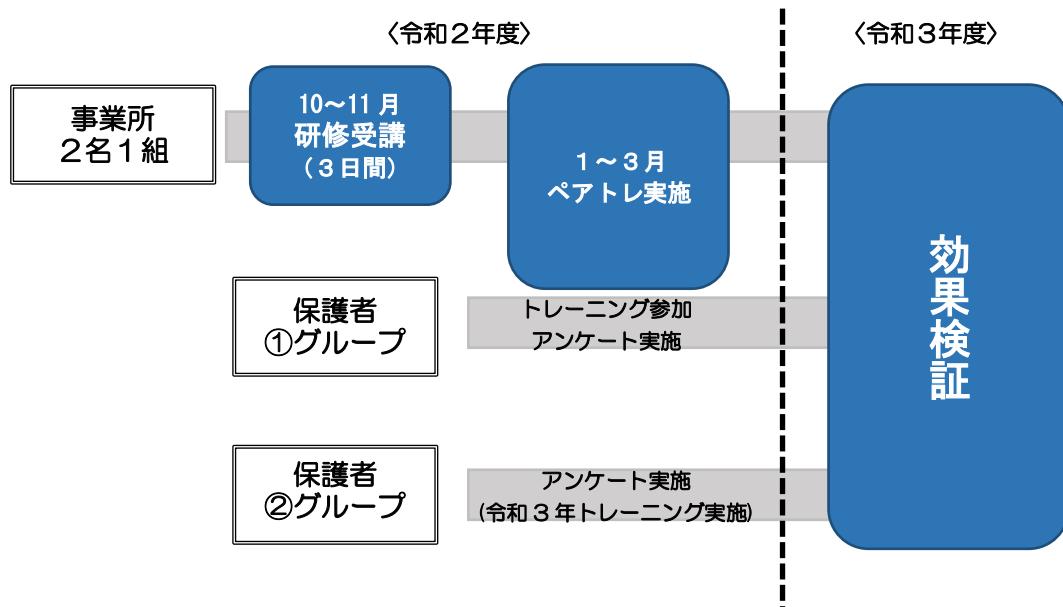
ペアレント・トレーニング実施状況について

1 事業内容

事業所等におけるペアレントトレーニング実施の効果検証や普及方法の検討を行うため、ペアレントトレーニングの実績があり、実施による効果について研究成果を持つ「株式会社 LITALICO」と令和元年度より協働研究契約を結び、令和元年度より児童発達支援事業所等におけるトレーニングを実施しています。

令和2年度は、前回より規模を拡大し、より多くの事業所にてトレーニングの実施を行い、令和3年度に効果検証を実施します。

【事業イメージ】



※保護者グループについて

保護者を2グループに分けて比較検証を行うため、事業・研究内容について事前に説明を行い、保護者の希望によってグループ分けを行っています。

2 令和2年度の実施内容及び状況

(1) 事業所の児童発達支援管理責任者等を対象とした研修の実施

実施事業所数を拡大し、10事業所の児童発達支援管理責任者等20名を対象に、ペアレントトレーニング実施者養成研修を行いました。

実施日	研修内容
令和2年10月12日(月)	ペアレントトレーニングの内容 プログラム構成の把握
令和2年11月2日(月)	トレーニングの進め方、ファシリテーションスキルの講義・演習、事業所での実施に向けた準備内容
令和2年11月19日(木)	トレーニングの模擬実施演習 振り返り

(2) 研修受講者による事業所でのペアレントトレーニングの実施

各事業所において研修受講職員により、保護者へのトレーニングを実施します。事業所での実施状況をモニタリングし、職員への技術的なフォローも行います。

時期	実施内容
令和2年12月	各事業所でトレーニング受講希望者の募集 実施スケジュールの作成
令和3年1～3月	保護者へトレーニング実施 職員へのフォローアップ 効果検証のためのアンケート実施
➡ 緊急事態宣言発令により、次年度に延期	

3 令和3年度以降のスケジュールについて

緊急事態宣言により延期した事業所におけるペアレントトレーニングの実施と、効果検証を行います。

検証結果を元にペアレントトレーニングの普及啓発方法や実施対象など、具体的な内容を検討し、より多くの事業所等で実施していきます。

【参考】令和2年8月21日 第52回発達障害検討委員会資料より抜粋

2 令和元年度 実施結果

(1) 実施内容

ア 事業所の児童発達支援管理責任者等を対象とした研修の実施

2法人4事業所（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所）の児童発達支援管理責任者等5名を対象に、3日間のペアレントトレーニング実施者養成研修を行いました。

イ 研修受講者による事業所でのペアレントトレーニングの実施

研修を受講した職員が自身の所属する事業所にて、利用者の保護者に対してペアレントトレーニングを実施し、22名の保護者がトレーニングを受けました。

ウ 研修受講者や保護者に対する効果検証

ペアレントトレーニングを実施した職員や、トレーニングを受けた保護者に対しアンケート等を行いその結果を分析し、実施による効果を検証しました。

(2) 事業効果（アンケート等分析）

保護者からは、「ほめられるようになって子どもの表情の変化を実感した」「子どもの様子を冷静に見られるようになった」等の感想が聞かれ、保護者の子どもに対する接し方や子どもの行動にも前向きな変化が見られました。

事業所職員からは、「事業所と保護者との距離が近くなった」「事業所での支援に生かすことができた」等の感想が聞かれ、事業所での保護者支援の質の向上も図られました。

令和3年2月19日
健康福祉局障害施策推進課

発達障害に係る「特定相談日」の実施方法に関する検討について

各区役所で実施している、発達障害に係る「特定相談日」を、より効率的・効果的に運用できるよう、次年度以降「発達障害地域連携プログラム（仮称）」と名称を変え、実施方法を変更します。

I 従来の「特定相談日」について

(1) 内容

発達障害者支援センターの職員が各区の福祉保健センターに出向き、一次相談支援機関（区福祉保健センター等）の職員と一緒に相談を受けます。また、関係機関によるミーティングを実施します。

(2) 実施目的

- ア 発達障害に関し、身近な地域で相談が受けられる仕組みをつくること。
- イ 関係機関のネットワークを構築・強化すること。

※ 平成24・25年度の、横浜市発達障害検討委員会の検討内容に基づき実施。

（平成25年度からのモデル実施を経て、平成29年度に18区展開）

▶発達障害者に関する相談支援の充実				
事業名	事業内容	平成29年度		平成32年度 目標
		目標	現状	
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターの職員が各区に出向き、区の福祉保健センターと一緒に相談を受ける特定相談日を設けます。 ＜振り返り＞ 発達障害者が身近な地域で相談を受けられるよう、各区の福祉保健センターに特定相談日を設けました。	18区 (平成27年度)	全区 実施	全区 実施 すすめ 推進

2 「特定相談日」開始以降の、相談支援を取り巻く状況の変化

(1) 発達障害に関する相談の状況

一次相談支援機関への、発達障害に関する相談件数の増加に伴い、身近な地域で、発達障害に関する相談を受けられる体制が構築されつつあると考えられます。

(2) 本市における相談支援体制の変化

「特定相談日」開始以降の、本市の相談支援体制の変化（三機関定例カンファレンスの稼働や、各区自立支援協議会への相談部会の必置化等）の中で、新たな連携の仕組みが構築されています。

その結果、一次相談支援機関と二次相談機関が連携する機会が増加し、方法も多様化しています。

※ こうした変化を踏まえながら、次年度以降の「特定相談日」をより効率的・効果的に運用できるよう、区役所及び発達障害者支援センターにヒアリング調査を実施の上、その実施方法等について検討を行うこととしました。

3 区役所及び発達障害者支援センターへのヒアリング調査結果について

別紙1・2のとおり。

4 次年度以降の実施方法について

(1) 各区役所へのヒアリング調査から見えた「求められること」

① 困難ケースへの支援方法をともに考える仕組み

各区で抱える、いわゆる「困難ケース」に対し、専門的な見地からのアセスメントや助言を行い、支援方法を一緒に考える仕組みが必要と考えられます。

② 各区の特性の違いを踏まえた連携の仕組み

各区の、相談傾向や特性の違いを踏まえた連携方法を検討することが必要と考えられます。

③ 効果的な連携方法や、強みの明確化

発達障害者支援センターの相談全般について、一次相談支援との違いや独自の強み等を具体的に打ち出していくことが、効果的な活用や円滑な連携に繋がると考えられます。

(2) 次年度以降の実施方法等

【ポイント】

- 各区の実態と「求められること」に合わせ、実施目的を整理すること。
- 基本的な枠組みを整理した上で、各区の実態に合わせた運用とすること。

ア 名称

発達障害地域連携プログラム（仮称）

イ 実施目的

(ア) 地域の相談支援機関で抱える困難ケース等に対し、発達障害者支援センターとともに支援方法等を考えること。

(イ) 発達障害者支援センターと、一次相談支援機関をはじめとした地域の相談支援機関との連携を構築・強化すること。

ウ 内容

発達障害者支援センター職員が、各区の一次相談支援機関に出向き、両者の連携により、次の(ア)(イ)を実施します。

(ア) ミーティング

【実施回数】 年1回以上（毎年6月頃までに1回目を実施）

【対象】 原則として三機関（区役所・基幹・生活支援C）

【内容】 発達障害者支援センター担当職員との顔合わせ、各区が抱えている課題の共有、「連携プログラム」の実施方法の検討 等

(イ) 連携プログラム

【実施回数】 各区の実態に合わせ設定

【対象】 一次相談支援機関（必要に応じ、その他の相談支援機関等も対象とする）

【内容】 各区の実態に合わせた、地域連携の取組※。

(※) 「イ 連携プログラム」実施内容の例

① 個別ケースに関する相談

発達障害者支援センター職員が、地域の相談支援機関で抱える、個別ケース等に関する相談に応じる。必要に応じ、本人・家族と一次相談支援機関との面談に同席する。

② 事例検討

発達障害者支援センター職員が、発達障害に関する困難ケース等の事例検討（自立支援協議会や、三機関定例カンファレンス等で実施するものを含む）に参加する。

③ 発達障害に関する研修

支援機関に向けた、発達障害の特性と理解、支援方法等に関する研修を、発達障害者支援センターと協働で企画・実施する。また、発達障害者支援センター職員が講師を務める。

④ その他

例： 発達障害者支援センター職員が、各区における「発達障害を診断できる医療機関リストの作成」等の取組に参画し、専門的な見地からアドバイスを行う。

<イメージ図>

(ア) ミーティング

【内容】発達障害者支援センター担当職員との顔合わせ、各区が抱えている課題の共有、「連携プログラム」の実施方法の検討 等



(イ) 連携プログラム

【内容】各区の実態に合わせ設定

■ 実施内容の例

① 個別ケースに関する相談

② 事例検討

③ 発達障害に関する研修

④ その他

【実施回数】各区の実態に合わせ設定

【対象】一次相談支援機関（必要に応じ、その他の相談支援機関等の参加も可）

【担当】 健康福祉局障害施策推進課 相談支援推進係

TEL：671-4133 FAX 671-3566

発達障害に係る「特定相談日」の実施方法に 関する各区へのヒアリング調査結果

【目次】

● まとめ（全体要約）	・ ・ ・	1 ページ
1 「特定相談日」の実施状況	・ ・ ・	2 ページ
2-(1) 実施によるメリット	・ ・ ・	5 ページ
2-(2) 実施によるデメリット	・ ・ ・	6 ページ
3 「特定相談日」以外の連携	・ ・ ・	7 ページ
4 発達障害に関する相談の状況	・ ・ ・	8 ページ
5 相談対応で困っていること	・ ・ ・	9 ページ
6 期待する連携	・ ・ ・	10 ページ
【参考】ヒアリング項目	・ ・ ・	12 ページ

令和2年 11月
健康福祉局障害施策推進課

【現状・課題】

- 「特定相談日」は、「本人・家族との面談」「ミーティング（社会資源の情報共有等）」だけではなく、「事例検討」「研修」等の形で活用されることが増えており、開始当初に比べ、より支援者支援としての機能に重点が置かれていると言えます。
- 区役所への発達障害に関する相談の増加に伴い、身近な地域で発達障害に関する相談を受け止める体制が構築されつつあり、一次相談支援機関のみで対応できる場合が増えているという意見が聞かれました。
- 近年、「医療機関の情報提供」「就労系サービスに通うための受給者証発行」等の“短く浅い”相談が多く、それ以上の相談に繋がらない（希望しない）、という相談傾向が顕著であることが分かりました。このことが、「特定相談日」に繋ぐケースが減っている一因との意見もありました。
- なお相談傾向については、区によってかなりの差が見られました。
ただし多くの区で、いわゆる「困難ケース」を抱え、支援方法に悩んでいることが分かりました。
こうした困難ケースに対し、専門的な見地から支援方法を一緒に考えてほしいという意見が多く挙がりました。
- また、こうした区ごとの相談傾向の差異により、発達障害者支援センターに期待する連携方法が異なっていることが分かりました。
具体的な連携方法としては、「専門的な見地からのアセスメントや助言」「自立支援協議会等への参加」「発達障害に関する研修の講師」「社会資源の情報集約と提供」等が挙がりました。
- 「特定相談日」や発達障害者支援センターの相談全般について、独自の強みや効果的な連携方法が分かりづらいことが、課題として浮かび上がりました。

【求められること】

① 困難ケースへの支援方法をともに考える仕組み

各区で抱える、いわゆる「困難ケース」に対し、専門的な見地からのアセスメントや助言を行い、支援方法を一緒に考える仕組みが必要と考えられます。

② 各区の特性の違いを踏まえた連携の仕組み

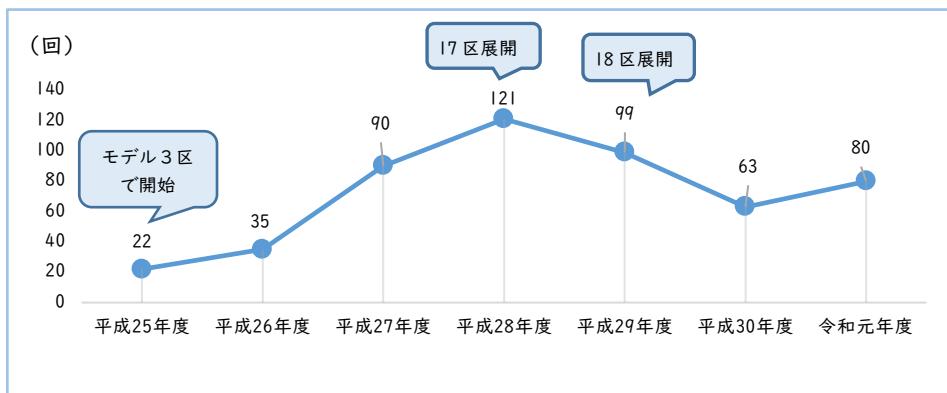
各区の、相談傾向や特性の違いを踏まえた連携方法を検討することが必要と考えられます。

③ 効果的な連携方法や、強みの明確化

発達障害者支援センターの相談全般について、一次相談支援との違いや独自の強み等を具体的に打ち出していくことが、効果的な活用や円滑な連携に繋がると考えられます。

「特定相談日」の実施状況

(1) 実施回数の総数（18区合計）



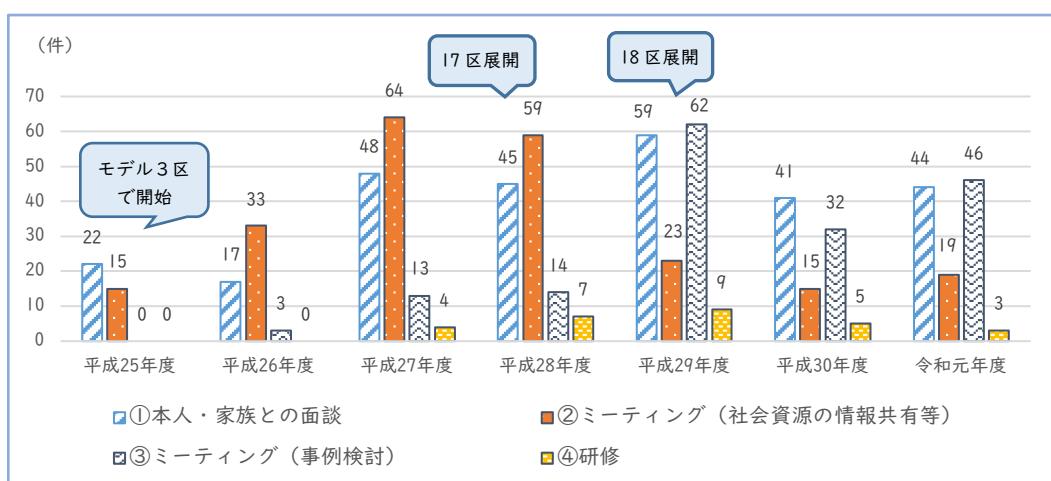
【図1】
実施回数の総数
(18区合計)

- 17区展開の始まった平成28年度をピークに、実施回数は減少傾向にあります。

(2) 区ごとの実施回数（令和元年度）

区によって、大きく差が見られました（回数：最小値0／最大値10、平均値4.4／中央値4）。

(3) 相談内容の内訳



【図2】
相談内容の内訳

- モデル3区で開始した平成25年度当初は、「①本人・家族との面談」「②ミーティング（社会資源の情報共有等）」が大半でした。
- しかし、18区展開後の平成29年度から、「③事例検討」の件数が激増しており、令和元年度には「①本人・家族との面談」の件数を上回っています。
- また、平成27年度から「④研修」を実施する区も見られるようになっています（件数は平成29年度がピーク）。

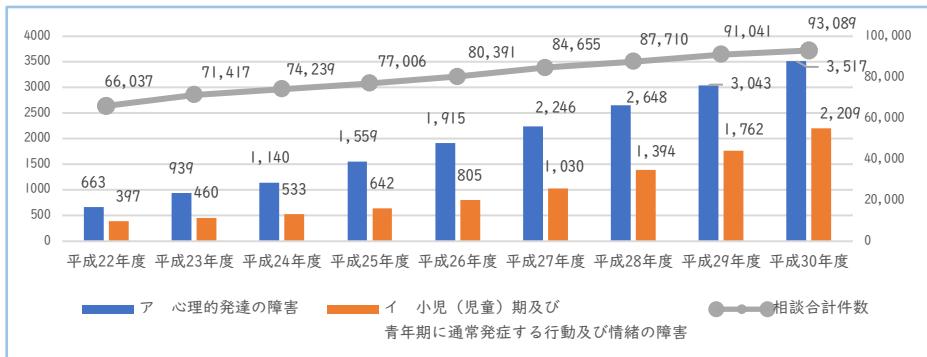
☞ 「特定相談日」は、支援者支援の場として活用される傾向が強まっていると言えます。

※ なお、精神障害者基礎把握数（各区福祉保健センターが相談等により把握している人数）の推移を見ると、次の（ア・イ）の合計件数は、平成25→30年度で約2.6倍に増加しています。

ア 心理的発達の障害（ICD-10上の、F80～89に該当するもの：広汎性発達障害等を含む）

イ 小児（児童）期及び青年期に通常発症する情緒の障害（ICD-10上の、F90～98に該当するもの：多動性障害等を含む）

【平成30年度】ア+イ=5,728人
(平成25年度の約2.6倍)



【図3】
精神障害者基礎把握数
(各区福祉保健センター
が相談等により把握して
いる人数)の推移

→ 「特定相談日」の枠を用いなくとも、区役所等の身近な地域で、発達障害に関する相談を受けられるということが、(市民にとっても区役所にとっても)一般的になりつつあると考えられます。

(4) 参加機関

「区役所のみ」が9区、「区役所と基幹」が1区、「三機関」が6区、「面談時は区役所のみだが、ミーティング時は三機関」が1区、「三機関と就労支援センター」が1区でした。

(5) 実施内容

① 本人・家族との面談

- 本人・家族からダイレクトに申し込んでくるケースは殆どなく、区役所や関係機関を通して特定相談日に繋ぐことが大半でした。
- 関係機関の種別は、「MSW」「こども家庭支援課」「生活支援課」「基幹・生活支援センター」「地域の支援機関」が上がりましたが、区によって傾向に差が見られました。
- また、発達障害者支援センターで相談を受けたケースが繋がれてくる場合もありました。

② ミーティング（社会資源の情報共有等）

- 事業の進め方の確認や、ケースの振り返り等を行う区が大半でした。
- 医療機関の情報共有等を行う区も見られました。

③ ミーティング（事例検討）

- 事例検討の実施により、困難ケースへの支援方法等を一緒に考えているという声がありました。
- 個別面談の申込みがなかなか入らず、こうした方法に切り替えたという区もありました。

- 同じケースについて継続的に検討を実施することで、徐々に課題や障害特性への理解が深まったという意見もありました。
- 中には、三機関定例 CF に参加してもらい、事例検討を実施しているという区もありました。

④ 研修

- 対象者は、「区役所内（他課を含む）の専門職」や、それに「基幹、生活支援センター、指定特定相談支援事業所、ケアプラザ、区内障害福祉サービス事業所等」を含む場合もありました。
- 個別面談の申込みがなかなか入らないため、事業を周知するとともに、発達障害者支援センターの役割を知ってもらうために研修を実施したという区もありました。
- 研修の中で、「特定相談日」の紹介と事例紹介を行った区もありました。

(6) 広報・周知

【市民向け】

- 「広報よこはま」の各区版や、「福祉保健センターからのお知らせ」等に掲載している区が数区でしたが、大半の区が実施していませんでした。
- なお広報している場合も、広報物を見て市民から申込みがあったことはほとんどありませんでした。

【関係機関向け】

- 周知している区としていない区が、ほぼ半数ずつでした。
- 周知の方法として、「関係機関向けのチラシを作成し、三機関定例カンファレンスや、自立支援協議会の相談部会等で配布、ケアプラザ等に配布」「SW会議での周知」等が上がりました。

(Ⅰ)「特定相談日」の実施による、一次相談支援機関にとっての【メリット】

【主な意見】

- 困難ケースについて、一緒に考えることができる。
- 専門的な視点でのアセスメントが得られる。
- 相談スキルの向上につながる。
- 社会資源等の情報交換ができる。
- 発達障害者支援センターや地域の関係機関との連携を強化できる。
- 相談のハードルが下がる。
- 迅速な相談に繋がる。
- 効果的な支援に繋がる。
- 特になし。

【傾向分析】

主な意見は次のとおりでした。

- 困難ケースについて、一緒に考えることができる。
- 専門的な視点でのアセスメントが得られる。
- 相談スキルの向上につながる。
- 社会資源等の情報交換ができる。
- 発達障害者支援センターや地域の関係機関との連携を強化できる。
- 相談のハードルが下がる。
- 迅速な相談に繋がる。
- 効果的な支援に繋がる。
- 特になし※。

(※) の理由について：

1に記載したとおり、「特定相談日」は主に支援者支援の場として活用されている傾向がありますが、一次相談支援機関が発達障害への相談に慣れつつあり、そのために有効に機能し難い場合もあるようです。

見方を変えれば、身近な地域で発達障害に関する相談を受け止める体制が構築されつつあると捉えることができます。

【主な意見】

- 相談が入らない。
- タイムリーな相談になり難い。
- 効果的な活用方法や、強みが分かりづらい。
- 準備や時間的制約による負担感。
- 1回の相談のみでは、困り事の解決に繋がらない場合がある。

【傾向分析】

主な意見は次のとおりでした。

- 相談予約が入らない^{※1}。
- タイムリーな相談になり難い。
- 効果的な活用方法や、強みが分かりづらい^{※2}。
- 準備や時間的制約による負担感。
- 1回の相談のみでは、困り事の解決に繋がらない場合がある^{※3}。

(※1)

多くの区役所に共通して、「医療機関の情報提供」「就労系サービス事業所に通うための受給者証発行」等の、浅く短い対応が増加しており、それ以上の相談に繋がらないものが多いという相談傾向がありました（4にて詳述）。

生活全般のアセスメントを伴うような相談が少ないため、「特定相談日」に繋ぐケースがなかなか見当たらないことを一因として、「相談予約が入らない」状況が生じている、という意見が聞かれました。

(※2)

「特定相談日」でどのような相談が出来て、どういう動きに繋がるのかがイメージできず、効果的な活用方法が分からぬとの意見がありました。

一方で、「特定相談日」で事例を積み重ねることにより、発達障害者支援センターとの連携の取り方や強み等が分かり、相談に繋がりやすくなったとの意見もありました。

好事例等を用いて、「特定相談日」のメリットや強みを具体的に打ち出すことが、発達障害者支援センターの効果的な活用や、円滑な連携に繋がると考えられます。

(※3)

「見立てのみで終了し、困り事の解決の手立てが見えない場合がある」「困難事例等は特に、1回の相談で解決できるわけではない。継続的に関わってほしい」等の意見がありました。

このことについては、「区役所と発達障害者支援センターとの間で、【何をしてほしいか・どのように関わってほしいか・何を助言してほしいか】を事前に擦り合わせておくことで、行き違いをある程度回避できる」との意見もありました。

【主な意見】

- 困難ケース等に関する相談、助言（同席面接、カンファレンスへの参加等）。
- 地域支援マネジャーによる事業所コンサルテーション。
- 自立支援協議会への参加。
- 三機関定例カンファレンスへの参加。
- 発達障害に関する研修の講師。
- 連携する機会があまりない。
 - ✓ 一次相談支援機関のみで対応することが出来ているため。
 - ✓ 効果的な連携方法や、強みが分かりづらいため。

【傾向分析】

■ 主な連携方法

次のような声が多く聞かれました。

- 困難ケース等に関する相談、助言（同席面接、カンファレンスへの参加等）。
- 地域支援マネジャーによる事業所コンサルテーション。
- 自立支援協議会※への参加。
- 三機関定例カンファレンスへの参加。
- 発達障害に関する研修の講師。

※ 自立支援協議会については、精神部会に参加してもらっている区や、中には「発達障害部会」を設置し、参画してもらっている区もありました。

■ 「連携する機会に乏しい」理由

連携の頻度については、区・SWごとに差が見られるようでした。

中には、「連携する機会があまりない」という声も聞かれました。

その理由として、「一次相談支援機関のみで対応することが出来ているため、あえて発達障害者支援センターに相談するニーズが少ない」との声が聞かれ、身近な地域で発達障害に関する相談を受け止める体制が構築されつつあることが伺えました。

一方、「どういうケースだったら上手くいくのか、関わってもらえるのかが分かりづらい」ことが理由に上がる場合もありました。

これらは、「特定相談日」を活用しづらい理由としても上がった意見であり、発達障害者支援センターの相談全般について、効果的な連携方法や、強みが具体的に見えづらいことが、課題として浮かび上がりました。

今後、一次相談支援との違いや独自の強み等を、具体的に打ち出していくことが求められると考えられます。

【特に多かった意見】

- 医療機関の情報提供や、受給者証発行のみを求める相談が多い。
- 一方で、生活全般のアセスメントを必要とする相談もある。
- ①相談件数、②相談者、③相談内容 のいずれの傾向も、区によって差が見られる。

【傾向分析】

■ 特に顕著な傾向

相談傾向として特に顕著だったのは、「医療機関の情報提供」「就労系サービスに通うための受給者証発行」の相談が多数を占めており、それ以上の相談に繋がらない（希望しない）、というものです。2-(2)で記載したように、そのために「特定相談日」に繋ぐケースが少なくなっているとの意見もありました。

こうした傾向は、就労系サービス事業所数が増えるとともに顕著になっているという声もありました。

また、「発達障害」の概念が世間一般に普及し、ネットに情報があふれるようになったために、本人が自分で発達障害について調べ、相談時に情報を既に持っていることが多いという声もありました。

一方で、生活全般のアセスメントを必要とする相談も一定数ある、という声も聞かれましたが、こうした内容の相談件数については、区によってかなり差が見られるようでした。

「自分で発達障害について調べ、情報を沢山持っているケース」「自覚症状がなく、相談の入り口にすら辿り着けないケース」が両極端との声もありました。

■ ①相談件数、②相談者、③相談内容 について

いずれの傾向も、区によってかなりの差が見られました。

- ① 「非常に増えている」という区もあれば、「横這い」「それほど多くなく、増えているという印象もない」という区もありました。
- ② 「本人」「家族」「生活支援課（生活困窮担当含む）」「高齢者支援担当」「こども家庭支援担当」「相談支援機関（基幹、生活支援センター、指定特定相談支援事業所等）」「ケアプラザ」「就労系サービス事業所」等が上がりましたが、区によって傾向に差が見られました。
- ③ 「困り感の背景に発達障害が疑われる」「就労したい、就労したが上手くいかない」「家族に発達障害の疑いがある」「行動障害」「触法・反社会性行動」「ひきこもり、家族への暴力」「居所が定まらない（失いそう）」等が上がりましたが、やはり区によって傾向に差が見られました。

【主な意見】

- 障害特性を踏まえた関わり方や、支援の進め方。
- 相談が深まらず、十分なアセスメントを行えないこと。
- 介入が困難なケースへの対応。
- 精神疾患、依存症等を併発しているケースへの対応。
- 行動障害のあるケースへの対応。
- 触法行動・反社会性行動のあるケースへの対応。
- ひきこもり、家族への暴力のあるケースへの対応。
- 居所が定まらない（失いそう）ケースへの対応。
- 家族への支援。
- 社会資源の不足。
- 関係機関の、発達障害への理解不足。
- 関係機関との連携方法。
- 特になし。

【傾向分析】

■ 主な意見

- 本人への関わり方（障害特性による拘りの中で、説明や助言が入りづらい。思考の修正が出来ず、支援者に攻撃的になり、継続的な関わりが持てない等）に悩んでいるとの意見が上がりました。
さらに、障害特性を踏まえたアセスメント方法や支援の進め方に悩んでいるとの意見も上がりました。
- また多くの区から、【世帯全体の支援が必要・精神疾患や依存症の併発・行動障害・反社会性行動・ひきこもり・居所が定まらない（失いそう）】等の困難ケースを抱え、支援方法に悩んでいるとの意見が上がりました。
こうしたケースは、一機関のみで抱えるには限界があり、地域の関係機関で連携して支援にあたることが求められる中、連携の取り方に悩んでいるという意見もありました。
- 一方で、「(4で記載したように)『医療機関の情報提供』『就労系サービス事業所に通うための受給者証発行』等の、浅く短い対応が増えており、それ以上の相談に繋がらないため、困ることはそれほどない」との意見もありました。
このことについては、「実際には生活全般のアセスメントが必要と思われる場合もあるが、本人が望まず、相談が深まらない」との意見も聞かれました。
- 社会資源（病院、生活の場、通所先、ピア活動等）が不足しているとの意見もありました。

【主な意見】

- 現行の「特定相談日」の継続実施。
- 「特定相談日」以外でも、同様の相談ができること。
- 「特定相談日」以降の、ケースへの継続的な関わり。
- 困難ケースへの支援方法を一緒に考えること。
- 専門的な見地からのアセスメントや助言。
- 本人との面談、アウトリーチ。
- 二次障害のあるケースへの対応。
- 自立支援協議会等への参加。
- 発達障害に関する研修の講師。
- 医療機関情報の収集と提供。
- 地域ケアプラザ等への出張相談。
- 雇用分野との連携。
- 効果的な連携方法や、強みの明確化。

【傾向分析】**■ 主な意見**

- いくつかの区からは、現行のやり方で「特定相談日」を継続的に実施できると良いとの意見がありました。また、「特定相談日」を待たず、相談が発生した時点で適宜対応してほしい、「特定相談日」後にも継続的な関わりを持ってほしいとの意見もありました。
- 5で記載したように、多くの区から、困難ケースへの支援方法に悩んでいるとの意見が上がりいました。こうした困難ケースに対し、専門的な見地からのアセスメントや助言がほしい、支援方法を一緒に考えてほしいとの意見が聞かれました。
「要所において、本人と直接面談したり、通所先等へ訪問したりし、直接アセスメントや助言をしてほしい」との意見もありました。
- 自立支援協議会（精神部会や相談部会等）や三機関定例カンファレンス等、既存の支援機関による連携の仕組みに参加してもらい、困難ケースの事例検討や、発達障害に関する研修等を行うことにより、発達障害者支援センターとの連携を強化していきたいとの意見もありました。

- 支援者向けの研修講師を務めてほしいとの意見もありました。
研修の受講対象についても、一次相談支援機関・生活支援課・地域の身近な支援者（ケアプラザ、通所施設、グループホーム等）と多岐に渡る意見が聞かれました。また「（支援方法に関する内容というよりも）地域全体に向けた、障害理解の促進のための研修」という意見も上がりました。
研修の際、発達障害者支援センターが関わることで上手くいった事例を紹介することで、効果的な連携方法や強みが伝わると良いのではないかとの意見もありました。
- 5に記載したように、発達障害児・者が利用できる社会資源が少ない中、医療機関をはじめとした社会資源の情報を集約し、提供してほしいとの意見がありました。
- 近年では、一次相談支援機関だけではなく、指定特定相談支援事業所や、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関（地域ケアプラザや労働機関等）でも、発達障害児・者への対応や支援に悩むことが増えています。こうした機関との連携も必要ではないか、出張相談等の対応が出来ないかとの意見も上がりました。

■ 効果的な連携方法や、強みの明確化

3にも記載したとおり、発達障害者支援センターとの効果的な連携方法や、強みが具体的に見えづらいという意見が上がりました。
今後、一次相談支援との違いや独自の強み等を、具体的に打ち出していくことが必要と考えられます。

■ 各区の特性の違いを踏まえた連携の必要性

4で記載したように、区ごとの相談傾向には差が見られました。それぞれの特性の違いによって、発達障害者支援センターに期待する連携方法は異なっていました。

そのため今後、こうした区の相談傾向や特性の違いを踏まえた連携方法を検討していくことが必要と考えられます。

参考

発達障害に係る「特定相談日」の実施方法に関する検討 ヒアリング項目

【区名】 ●●区 (担当 :)

【実施日】

本シートに基づき、ヒアリングを実施します。

※ 事前記入の必要はありませんが、質問項目に対する回答を、区でまとめておいてください。

1 「特定相談日」の実施内容（健康福祉局で予め記入→ ヒアリング時、記入内容について確認）

【回数頻度（令和元年度）】

例： 毎月（ミーティングは3か月に1回）

【開催回数（令和元年度）】

回

- ・ 個別面談 回 / ミーティング 回
- ・ その他（研修等） 回

【実施件数の推移】

平成 25 年度 ●件、平成 26 年度 ●件、平成 27 年度 ●件、平成 28 年度 ●件

平成 29 年度 ●件、平成 30 年度 ●件、令和元年度 ●件

2 「特定相談日」の実施による、一次相談支援機関にとってのメリット・デメリット

【メリット】

【デメリット】

3 「特定相談日」以外の、発達障害者支援センターとの連携の状況

【例】

- ・ 「特定相談日」以外でも、個別に困難ケースについて相談し、同席面接や CF への参加をしてもらっている
- ・ 必要時、三機関定例カンファレンスに参加してもらっている
- ・ 自立支援協議会の●●部会へ参加してもらっている
- ・ 区職員向け、地域の支援者向けに研修を実施してもらっている 等

4 発達障害に関する相談状況

相談件数、相談傾向（誰からの相談が多いか、どのような相談内容が多いか）等

【例】

- ・ 件数は増えているが、医療情報の問合せのみで、それ以上の相談につながらない（希望しない）ものが多い
- ・ 市民からの相談よりも、関係機関から「対応に困っている」等の相談が増えている
- ・ 生活支援課から「背景に発達障害があるのでは」等の相談が多い
- ・ 通所施設やグループホームで、行動障害のあるケースや触法ケースへの対応に関する相談が多い
- ・ ケアプラザの抱えているひきこもりケースで、発達障害が背景にあるのではという相談が多い 等

5 発達障害の相談対応に際し、困っていること

【例】

- ・ 発達障害の疑いのあるケースに対するアセスメント方法や支援の進め方に悩んでいる
- ・ 行動障害のあるケースや触法ケース等について、特性への対応に悩んでいる
- ・ 区役所だけでは対応しきれない困難ケースについて、関係機関との連携方法について悩んでいる
- ・ 発達障害の診断は出ていないが、特性を有するケースへの対応や配慮について学びたい

6 発達障害者支援センターに期待する連携

一次相談支援機関として、二次相談支援機関（発達障害者支援センター）とどのように連携できると良いと考えますか。

【例】

- ・ 困難ケースへの個別の面談に同席してほしい
- ・ 困難ケースについて、支援方法を一緒に考えてほしい
- ・ 区で、一次相談支援機関に向けた研修を実施する際、講師を務めてほしい
- ・ 地域の身近な支援者（ケアプラザ、通所施設、グループホーム等）への研修開催に協力してほしい
- ・ 自立支援協議会（相談部会、精神部会等）で実施する事例検討に参加してほしい 他

7 その他

その他、「特定相談日」の実施方法や、発達障害者支援センターとの連携等に関し、ご意見があればお聞かせください。

**発達障害に係る「特定相談日」の実施方法に
関する各区へのヒアリング調査結果【区役所編】**

(令和2年7月～9月実施)

令和2年11月 健康福祉局障害施策推進課

発達障害に係る「特定相談日」の実施方法に関するヒアリング調査結果

【実施日時】令和2年10月27日（火）13:30～15:30

I 「特定相談日」の実施による、効果と課題

【主な意見】

効果

- ・ 一次相談支援機関と、顔の見える関係が構築できる。

課題

- ・ 区によって、取組状況に差がある。
- ・ 実施目的が不明瞭になっている。

2 「特定相談日」以外の、相談支援機関との連携状況

【主な意見】

- ・ 「特定相談日」にケースが入らなくても、日頃から一次相談支援機関と連携が出来ており、随時情報共有や相談等を行っている場合もある。
- ・ 指定特定相談支援（計画相談）から相談が入ることもある。
今年度は特に、「発達障害者相談基礎研修・応用研修」の対象に含めたこともあり（申込者の6割が計画相談事業所で、定員に対し倍率が3倍だった）、今後問合せも増えるかもしれない。
- ・ 高齢分野（区高齢者支援担当、地域ケアプラザ等）や後見的支援制度の中でもニーズがある。

3 （発達障害者支援センターにおける）発達障害に関する相談状況

【主な意見】

- ・ コロナの影響もあり、センターへの来所相談は減っており、代わりに機関コンサルテーション件数が増加している。
- ・ 医療機関の情報提供のみを求める相談が増加しており、それ以上の相談に繋がらない（希望しない）ことが多い。
- ・ 雇用機関からの相談（診断はないが発達障害が疑われる従業員への対応等）が入る場合もある。
- ・ 夫婦間の相談や8050に関する相談等もあるものの、発達障害者支援センターだけでの介入は困難な場合が多く、福祉的には相談が深まらないことが多い。

4 発達障害への相談対応に関する、発達障害者支援センターの強みと課題

【主な意見】

☑ 強み

- ・ 俯瞰的な立場で、関係機関との通訳的な役割が取れること。
- ・ 発達障害への理解（エビデンスに基づいた知識）、先端知識を有していること。

☒ 課題

- ・ スーパーバイズ、コンサルテーション、チーム・ビルディング等、発達障害に関する専門性以外の強みも必要と感じている。
- ・ 役割が見えづらかったり、他機関から過度に期待されたりすること。
- ・ 障害児・者を主たる支援対象としない機関等には、二次相談支援自体の役割や、あるいは存在 자체を知られていない場合もあること。

5 強みを生かした、他の支援機関との連携方法

【主な意見】

- 一次相談支援機関等が抱える課題を、俯瞰的・専門的な見地からともに整理すること。
 - ・ 一次相談支援機関が抱えている課題と一緒に考え、専門的な見地から解きほぐしていくと良い。俯瞰的な立場であることを生かし、巻き込まれないで支援ができれば良いと思う。
- 困難ケースに対するチーム形成と、支援方針の整理・統一。
 - ・ 困難ケースについてのチーム・ビルディング。
 - ・ 支援者が皆で、同じ方向を向いて対応できるよう導いていければと思う。



特定相談日について

【主な意見】

- ・ 一次相談支援機関の中でも、地域特性や経験年数等によって対応力に差が生じるため、引き続き連携や支援が必要と考えている。ただし、現行の「特定相談日」の形に拘る必要はないと思う。
- ・ 計画相談事業所を対象とした支援も検討していくべきと思うが、特定相談日とは切り分けて考えるべきではないか（一次相談支援機関が抱える課題だけでもボリュームがあるため）。
- ・ 年1回でも、地域の一次相談支援機関を訪問して、膝を突き合わせて話す機会があれば、顔の見える関係性が構築でき、相談のハードルが下がると思う。同じ目線で、一緒に考えられるということが伝わると良い。
- ・ 一ケースをじっくり話す時間があると学びに繋がり、その後の相談支援に生かすことが出来ると思う。
- ・ 実施内容（案）の一例・・・
 - 「具体的なテーマに基づく検討の実施」
 - 「テーマを決めずに、相談支援機関の困っていることに関する緩やかな検討」等。

参考

発達障害に係る「特定相談日」の実施方法に関する検討 ヒアリング項目

本シートに基づき、ヒアリングを実施します。

※ 事前記入の必要はありませんが、質問項目に対する回答をまとめておいてください。

1 現行の「特定相談日」の実施による、効果と課題

【効果】

【課題】

2 「特定相談日」以外の、相談支援機関との連携の状況

【例】

- ・ 「特定相談日」以外での、個別に困難ケースに関する助言、同席面接や CFへの参加
- ・ 自立支援協議会の●●部会への参加
- ・ 区職員向け、地域の支援者向けの研修の実施 等

3 (発達障害者支援センターにおける) 発達障害に関する相談状況

相談傾向（誰からの相談が多いか、どのような相談内容が多いか）等

【例】

- ・ 件数は増えているが、医療情報の問合せのみで、それ以上の相談につながらない（希望しない）ものが多い
- ・ 市民からの相談よりも、関係機関から「対応に困っている」等の相談が増えている
- ・ 一次相談支援機関と並んで、指定特定相談支援機関や、障害児・者を主たる支援対象としない機関（ケアプラザ、労働機関等）からの相談が多い 等

4 発達障害への相談対応に関する、発達障害者支援センターの強み

発達障害への相談対応に関し、発達障害者支援センターの「強み」はどのような点と考えますか。

5 強みを生かした、他の支援機関との連携方法

4の「強み」を生かし、地域の他の支援機関とどのように連携することが多いですか。

また今後、「誰と」「どのように」連携していくことが必要と考えますか。

一次相談支援機関との継続的な連携が必要なケースは、どのようなケースであると考えますか。

6 その他

その他、「特定相談日」の実施方法や、相談状況、他の支援機関との連携等に関し、ご意見があればお聞かせください。

令和3年2月19日

教育委員会事務局特別支援教育課

特別支援教育の取組状況について

市立高等学校での取組

I 特別支援教育コーディネーターの配置

(1) 特別支援教育コーディネーターの指名状況

市立高校9校全校で20名指名

(定時制、別科にも配置、一部の高校は複数名指名)

(2) 市立高等学校特別支援教育コーディネーター協議会の開催

ア 日時

令和2年12月17日（木）15時～

イ 参加者

11名（感染症拡大防止の観点から、今年度は基本的に各校1名）

ウ 研修内容

「発達障害のある生徒への配慮」

「生徒の困難さに応じた指導（合理的配慮・学習指導要領の考え方）」

エ 協議内容

配慮を要する生徒についての具体的な指導・支援方法や校内での組織的な対応に関する組織運営に関する情報交換

(3) 今後の取組

高等学校では平成30年に新学習指導要領が告示され、令和4年度から新学習指導要領を年次進行で実施していく。新学習指導要領・総則においては障害のある生徒などへの指導について、「個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」また、「全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である」と示されている。

これらの実現のため、各学校では特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内支援体制の充実が求められる。特別支援教育コーディネーターが校内支援体制の充実に向けた取組を推進できるよう、今後の協議会においても、各学校での取組の情報共有を行うとともに、特別支援教育に関する研修の充実を図っていく。

また、中学校チーフコーディネーター協議会との連携を図り、中学校から高等学校への引継ぎや継続した支援についても協議を行っていく。

2 各校における特別支援教育に関する取組

(1) 特別支援教育に関する校内研修の実施（全校悉皆）

ア 実施形態

講演・講義、グループワーク、自己研修

イ 実施内容

各校における課題に応じて選定（特別支援教育課に研修用の資料を掲載）

「学習上、生活上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫」

「合理的配慮」など

ウ 成果と課題（受講後の振り返りから）

- ・特別支援教育の基本について教職員全体で理解を深め、共有することができた。学年や教科・領域をこえて学校全体で意識することにより、「誰にとっても効果的な取組」にしていくことが今後の課題。
- ・自傷行為への支援や寄り添い方について、いろいろと知ることができた。良い声かけなどを理解できたため、改めて教員の言葉かけ言葉選びを慎重に行い生徒を良い方向へ導けるようにしたい。関係機関との関わりについても理解できたので、今後は連携をとりながら改善できるようにしたい。
- ・家庭環境の問題を抱えているケースも多く、潜在的に支援を要する生徒が多くいる。そのため、個々の特性に即した支援と対応をしていくことが理想。
- ・発達障害や発達障害が疑われる生徒がとても多いため、多くの教員が対応の仕方等に困っていたのが現状であった。今回の研修で具体的な知識や本校の生徒への対応方法を学ぶ良い機会となった。
- ・本校で行っている発達障害を抱える生徒への支援が現状少ないため、今後さらに見つけ、実践していくことが課題である。

(2) 各学校の取組

- ・ケース会議や学年会などを通して、学校全体での情報共有。
- ・学校の実情や生徒の実態に応じて、
「定期試験時のルビ振りや時間延長」
「電子辞書の貸し出し」
「授業でのスマホやタブレットの使用」
「課題提出に関する見通しの提示」などの配慮が行われている。

(3) 今後の取組

新学習指導要領各教科等編では、障害のある生徒の各教科における配慮として、困難さの状態、指導上の工夫の意図、指導・支援の手立てが具体的に示されている。

今後は、各学校の特別支援教育の推進状況の把握し、学習指導要領に示されている、各教科等での困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫などの充実を目指し、各学校のニーズに応じた特別支援教育の研修が行えるよう、WEBページ等での研修資料の充実を図る。

世界自閉症啓発デー in 横浜 2021

いん よこ はま

でー

まいとしあがつつか
毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」
横浜市でも関連イベントを実施します

状況により、実施内容を変更することがあります。詳細は横浜市ホームページでご確認ください。

ブルーライトアップ LIGHT IT UP BLUE 2021

世界各国で「癒し・希望・平穏」を表すブルーライトアップを実施



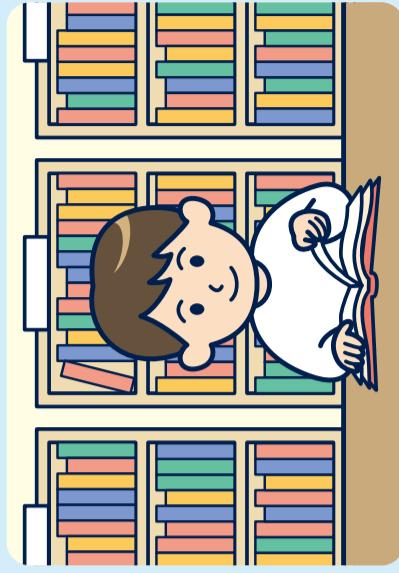
日時 4/2金▶4/8木 日没後

- 場所 ●よこはまコスモワールド大観覧車
「コスモクロック21」
●日産スタジアム(4/2のみ)
●横浜市開港記念会館 ●象の鼻パーク

※会場ごとに点灯時間は異なります。

図書館パネル展「みんなで知ろう発達障害」

下記期間中、発達障害に関する本の貸出、パネルの展示



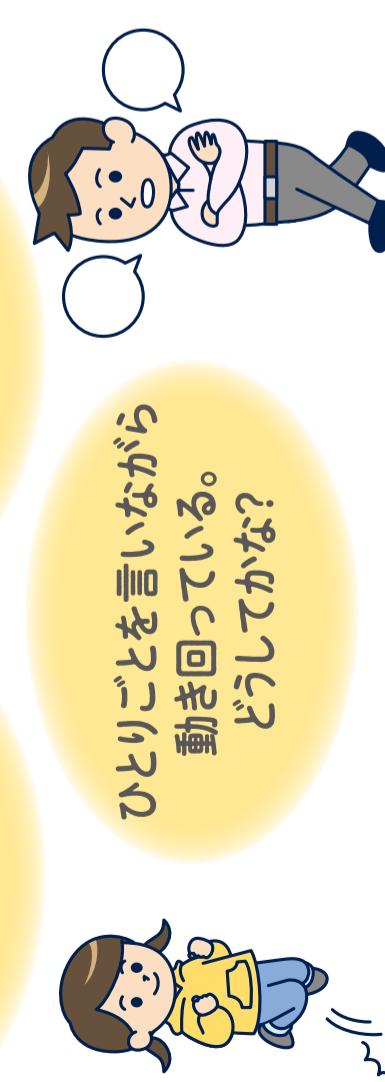
中央図書館
3/16火▶3/28日

神奈川図書館

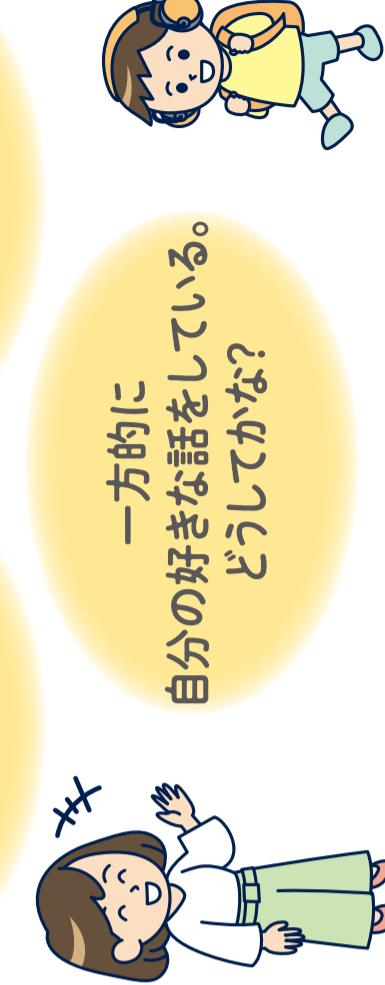
3/30火▶4/8木

自閉症のこと、もっと知ってほしい／ 「知ろうわからう！自閉症の特性」

耳をふさぎながら歩いている。
どうしてかな？



いつもと同じ場所や手順にこだわる。
どうしてかな？



一方的に自分の好きな話をしている。
どうしてかな？

詳しく知るには、横浜市自閉症協会の特設ページで
横浜市自閉症協会 世界自閉症啓発デー

車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

だい き よこ はま し しょう がい しゃ
第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン

げん あん あん
原 案 (案)

もくじ

だい 第1章	しょう けいかく がいよう	計画の概要	1			
1	けいかくさくてい	しゅし	計画策定の趣旨	1		
2	けいかく	い ち づ	計画の位置付け	1		
3	けいかく	こうせい	計画の構成	3		
4	くに	どうこう	国の動向	4		
だい 第2章	しょう よこはまし しょうがいふくし げんじょう	横浜市における障害福祉の現状	6			
1	よこはまし	しょうがいふくし	横浜市の障害福祉のあゆみ	6		
2	しょうらい	しさく	将来にわたるあんしん施策	8		
3	かくしうがいてちうとうとうけい	すいい	各障害手帳等統計の推移	9		
4	だい き しょうがいしゃ	ふ かえ	第3期障害者プランの振り返り	14		
だい 第3章	だい き しょうがいしゃ きほんもくひょう とりくみ ほうこうせい	第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性	18			
1	きほんもくひょう		基本目標	18		
2	きほんもくひょう	じつけん	む ひつよう してん	基本目標の実現に向けて必要な視点	19	
3	せいかつ	ばめん	とりくみ	生活の場面ごとの取組		
	さまざま	せいかつ	ばめん	ささ	様々な生活の場面を支えるもの	20
	せいかつ	ばめん	す	く	生活の場面1 住む・暮らす	36
	せいかつ	ばめん	あんぜん	あんしん	生活の場面2 安全・安心	52
	せいかつ	ばめん	はぐく	まな	生活の場面3 育む・学ぶ	60
	せいかつ	ばめん	はたら	たの	生活の場面4 働く・楽しむ	69
だい 第4章	しょうがい ひと ちいき ささ きばん せいび	障害のある人を地域で支える基盤の整備	77			
1	ほんしょう	い ち づ	本章の位置付け	77		
2	くに	どうこう	国の動向	77		
3	よこはまし	とりくみ	横浜市の取組	78		
4	こんご	ほうこうせい	今後の方向性	83		
だい 第5章	びーでいしーえー	P D C Aサイクルによる計画の見直し	85			

1 計画策定の趣旨

よこはまし しょうがいしさく かか ちゅうちょうきてき けいかく しおうがいしゃ い か 横浜市では、障害施策に関する中長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」という。)を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期プラン」、27年度に「第3期プラン」を策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画(策定するよう法令で決められている計画)の性質を持つ計画です。

ひとつめは、「障害者基本法」に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、「児童福祉法」に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランも、引き続き、横浜市の施策と、国が定める障害福祉サービスの連携を図っていき必要があることから、この三つの計画を一体的に策定します。

しおうがい 障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできるまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策をしっかりと進めていきます。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

だい き 第3期プランは、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの6年間を計画期間として策定しました。

ちゅうかんき へいせい ねんど ねんどまつ ねんどまつ しおうがいふくしけいかく ぶぶん ねん また、中間期である平成29年度末(2017年度末)には、「障害福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(国が障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関して定めたもの)に基づく見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を

行うとともに、プラン全体の振り返りと後期3年間の方向性をまとめた改訂版を策定しました。第4期プランについても、第3期プランと同じく、中長期的なビジョンを持って施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、第4期プランの進行管理や進捗を評価し、その施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間などを見直すとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年 度 (2015年度)	平成 27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名 称 称 號	第3期横浜市障害者プラン										第4期横浜市障害者プラン	
構 成 成 員	障害者計画				障害者計画				障害者計画			
	障害福祉計画		障害福祉計画		障害福祉計画		障害児福祉計画		障害児福祉計画		障害児福祉計画	

障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画
 障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画
 障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

(2) 他の計画との関係性

横浜市では、個別の法律を根拠とする福祉保健等の分野別計画として、「よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」、「健康横浜21」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市住生活基本計画」、「横浜市教育振興基本計画」があります。これに加えて、「よこはま保健医療プラン」という横浜市独自の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、「横浜市地域福祉保健計画」は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に連携して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、連続性といった視点でとらえ、それぞれを関連付けて行うことが必要です。施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に運動していくことによって、一層の効果が上がってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら一体的に推進していきます。

名称	根拠法
横浜市地域福祉保健計画	社会福祉法
よこはま地域包括ケア計画 (横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)	老人福祉法 介護保険法
健康横浜21	健康増進法
☆横浜市歯科口腔保健令和3年度から令和4年度の取組～第3期健康横浜21における横浜市歯科口腔保健推進計画の策定に向けて～	横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例
横浜市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法
☆横浜市住生活基本計画	住生活基本法
☆横浜市教育振興基本計画	教育基本法
☆横浜市依存症対策・地域支援計画(仮称) ※策定作業中	依存症対策総合支援事業実施要綱(国要綱)
よこはま保健医療プラン	—

☆：第4期プランから新たに取り上げた計画

3 計画の構成

第3期プランに引き続き、施策分野別や障害の種別にまとめた行政や支援者の立場に立った視点を基にした構成ではなく、障害のある人が日常生活を送るまでの視点に立った枠組みを設定しました。

第4期プランでは、日常生活の場面を4つに分けて考えました。また、「普及啓発や権利擁護、人材確保など特定の生活場面に限定できないものが大切だ」という意見を受け、「様々な生活の場面を支えるもの」を1つにまとめました。

こうして、計5つの分野に障害福祉に関する施策・事業を分類しました。

分類	内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安全・安心	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

また、様々な施策・事業をつなぎ合わせ、障害のある人を地域で支えるための基盤を整備する取組として進めている「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」については、別にまとめ、将来像とそれに向けた取組を総合的に記載しました。

4 国の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けて

障害福祉施策に関わる大きな流れとしては、平成19年9月に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への対応があります。22年には、「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考え方を基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

そして、障害者権利条約の趣旨に沿った施策の推進を図るため、「障害者基本法」が差別の禁止や防災及び防犯などを盛り込んだ改正となり、23年8月に施行されました。

また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行なう組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

さらに、差別を解消するための具体的な対応として、政府全体の方針である差別の解消の推進に関する基本方針が閣議決定されたほか、国や地方公共団体等では、各機関における取組に関する対応要領（ガイドライン）が策定されました。このように、近年は「障害者基本法」のほかにも多くの法整備が行われました。

こうした法整備を受け、26年1月には障害者権利条約を批准し、障害者の権利の実現に向けて取組を一層強化するための歩みを始めました。

(2) 近年の動向

平成28年4月	<p>「障害者差別解消法」施行 ◆障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務など</p>
平成28年4月	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律(改正障害者雇用促進法)」一部施行 ◆雇用分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務など</p>
平成28年5月	<p>「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正 ◆自立生活援助や就労定着支援の創設、医療的ケア児支援の規定、障害児福祉計画の策定義務など ※平成30年4月施行</p>
平成28年8月	<p>改正「発達障害者支援法」施行 ◆社会的障壁の除去、切れ目のない支援などの理念への追加など</p>
平成29年4月	<p>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(改正住宅セーフティネット法)制定 ◆セーフティネット住宅の登録制度、入居支援など ※平成29年10月施行</p>
平成30年5月	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正(改正バリアフリー法) ◆社会的障壁除去等の理念の明記など ※平成30年11月施行</p>
平成30年5月	<p>「学校教育法」及び「著作権法」改正 ◆デジタル教科書の併用制など</p>
平成30年6月	<p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」制定、施行 ◆計画策定の努力義務など</p>
令和元年6月	<p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読み書きバリアフリー法)」制定、施行 ◆計画策定の努力義務など</p>
令和2年6月	<p>「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(聴覚障害者等電話利用円滑化法)」制定 ◆電話リレーサービスの制度化など</p>

だい しょよ よこはまし しょうがいふくし げんじょう 第2章 横浜市における障害福祉の現状

1 横浜市の障害福祉のあゆみ

横浜の障害福祉施策には、全国に先駆けて始まった事業や、横浜市独自の取組なども多くあります。こうした施策・事業は、行政だけで進めてきたものではありません。障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政が対話を重ね、ともに検討をして、実現してきたという歴史的な流れがあります。

まだ横浜市内に障害のある人を支援する社会資源が乏しかった昭和40年代、障害のある子を育てている保護者たちが、障害のある子の療育・レクリエーションや保護者向けの学習会などを行う「地域訓練会」を自分たちで立ち上げていきました。そして、障害のある子たちが成長し、成人した後に通う日中活動の場として、「地域作業所」をつくっていきます。こうした動きに対して、横浜市は、運営費を助成する仕組みをつくり、活動を支えてきました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、障害のある人たちやその家族、支援者と行政が対話と検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていくことになります。

こうした活動の輪が広がっていくにつれて、その活動場所を確保することが難しくなっていきました。そこで、安定的な地域活動の場を設けるため、地域住民も交え、「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下「地活ホーム」という。）の建設・運営が始まりました。この地活ホームは、昭和55年に1か所目が建設されてから、平成6年には23か所にまで広まります。

障害のある人たちを支える社会資源が増えたことによって、生活の場は自宅だけではなく地域へと広がりを見せるようになります。それに伴って、地活ホームに求められる役割も、地域活動の場だけではなく、障害福祉の拠点といえるようなものが必要とされるようになっていきました。こうした流れを受けて、地活ホームでは、平成7年から、夜間の介助や見守りをする「ショートステイ事業」などの機能を増やした「機能強化型地活ホーム」への転換が、行政との対話の中で進められていくことになります。さらに、地活ホームの自主的な運営を支えてきた横浜市も、平成11年からは行政施策として、機能強化型地活ホームよりも事業・施設の規模を拡大した「社会福祉法人型地活ホーム」の各区1館設置を進めていくことになります。機能強化型地活ホームへの転換と社会福祉法人型地活ホームの設置は、ともに平成25年に完了し、障害のある人たちの地域生活を支える拠点として機能しています。

地域訓練会が立ち上がった頃からこれまでの活動で、障害のある人たちを支える担い手も地域で増えています。個人としての活動だけでなく、障害のある人たちの

保護者や地域住民が集まって活動をすることも多くありました。こうした活動などをきっかけとして、小規模ながらも障害福祉の専門性が高い社会福祉法人が数多く立ち上げられたことや、こうした法人が地域の活動を支えることで更に地域での障害福祉が活発になってきたことは、横浜市の特徴であり強みとなっています。

この大きな流れは、ここまで触れてきた身体障害児・者や知的障害児・者だけではなく、精神障害者にも同じように広がっていました。精神保健福祉分野では、各区役所に専任で配置された医療ソーシャルワーカーが中心となって家族会を立ち上げるなど、発端は行政が主導的でした。しかし、その後、「横浜市精神障害者地域作業所」（以下「精神障害者地域作業所」という。）やグループホームの設置など、地域で生活するための場づくりに、家族会を含む地域の担い手が行政とともに早い時期から取り組んでいます。社会復帰の場所として市内初の精神障害者地域作業所が2か所設置されたのは昭和57年、「社会復帰の促進」が法的に位置付けられる5年ほど前のことでした。

地域での活動が活発になるにしたがって、社会福祉法人型地活ホームの設置に向けた動きと同様に、精神障害者の地域での居場所や地域活動の拠点が必要とされるようになります。平成11年には、精神障害者の地域生活を支える拠点として、各区に横浜市精神障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」という。）が設置されていくこととなります。平成25年には、各区1館設置が完了し、精神障害者への充実した支援を行ってきています。

こうして、現在、横浜市では、区役所に設置された福祉保健センター、社会福祉法人型地活ホームに設置された基幹相談支援センター、生活支援センターの3機関が一体となり、障害のある人たちの地域生活を支える体制をつくっています。

近年では、国で定める制度や横浜市独自の事業など、障害福祉サービスはかなり充足してきました。しかし、国の事業が充実していく過程で、もともと横浜市が独自に実施してきた事業が利用しづらいものになってしまふこともあります。また、福祉や保健などの分野だけでなく医療も含めた視点や、各制度間の連携などもますます重要になってきます。今後は、既存の支援制度の狭間にいる人たちをどう支え、見過ごされがちなニーズをどう汲み取っていくかが課題といえます。

こうした人たちの生活を支えるのが行政の役割である一方、横浜市の障害福祉を更好に良いものにしていくためには、対話・協働は必要不可欠なものです。

第4期プランの計画期間中も、過去から大切にしてきた「障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政とが協力して、障害のある人たちが地域で自立した生活を送るための施策をともに考え、一緒に進めていく」という姿勢を貫いてい

くこと、これまで続けてきた協働の歩みを止めず進めていくことが、行政に求められていると考えています。

2 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある人への在宅福祉サービスがほとんどなかつた昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと、障害のある人やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ね、二度把握調査などを行いました。その結果、個人に支給する手当を、障害のある人や家族の多くが切実に求めている「親亡き後の生活の安心」、「障害者の高齢化・重度化への対応」、「地域生活のためのきめ細やかな対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、特に重要で緊急と思われる課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」としてとりまとめた施策に転換することとしました。これらの施策は第2期プランに明記し、取り組んできました。続く第3期プランにおいても、その考え方を障害福祉施策全体の基本的視点として捉えて様々な施策展開を図ることによって、障害のある人の地域生活を支えてきました。根底に流れる考え方はとても重要で、普遍的なものだと捉えています。

その上で、本人を中心にはじめ、障害のある人もない人と同じで、ご家族が健在なうちから「自らの意思により自分らしく生きる」ことが、障害のある人のご家族にとっての「親亡き後の生活の安心」につながるのではないか、と捉えることもできます。時代の変化に応じ、「将来にわたるあんしん施策」の本質を見失わぬよう、様々な事業に取り組んでいく責務が私たちには課せられています。

トピック 「障害」の表記について

「障害」という言葉は、ほかにも、ひらがなを使った「障がい」、当用漢字使用以前の表記である「障碍」という書き方が使われることがあります。こうした書き方は、「害」という字には悪いイメージがある、という考えがもとになっているようです。

障害のある人が社会的に不利になる原因が「障害者個人の身体能力・機能に障害がある」とする考え方は「医学モデル」、「社会の構造、社会的な障壁に問題がある」とする考え方は「社会モデル」と呼ばれています。共生社会の実現に向けて重要な考え方は、「障害者を取り巻く社会の側に物理的・心理的な壁があることにより、日常生活や社会生活を送ることに支障がある」と捉えることです。例えば、「車いすを使っている人が段差を上れないときは、「その人に障害があるから」とその人の身体能力に着目するのではなく、「そこにスロープがないから」という社会の側の課題として捉え、考えていこうということです。

横浜市では、第2期プランを策定するときから、このことについて障害のある人たちと議論を重ね、「障害」という書き方に統一してきました。というのも、書き方を変えることで、生活をする上での支障がもう無くなつたかのように思われることを心配しているためです。そこで、横浜市では、今後も、これまでと同じように「障害」と表記します。

そして、「障害」の表記とともに、「社会モデル」の考え方を広めることで、社会の障害や障壁を解消できるよう様々な施策を進めていきます。

3 各障害手帳等統計の推移

(1) 障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の平成31年度3月末時点での所持者数の合計は、約17万1千人（横浜市全体人口比で4.56パーセント）となっています。

平成26年度は、約15万3千人でしたので、現在までに、約1万8千人増加したということになります（増加率約12.0パーセント）。表1からも年々取得者数が伸びていることが分かります。

また、表2から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年は約2パーセント程度で推移しており、人口増加率よりも大きいことから、障害者手帳を所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も高齢化の進展等ともあいまって、障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

(各年度の3月末時点、ただし、横浜市人口のみ翌4月1日時点。以下同様) (人)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
横浜市人口	3,712,170	3,725,042	3,728,124	3,731,706	3,741,317	3,753,771
身体障害者	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515	99,732
知的障害者	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822	32,281
精神障害者	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901	39,232
手帳所持者全体	152,852	156,136	159,563	163,348	167,238	171,245
横浜市人口における 障害者手帳所持者数 割合	4.12 %	4.1 %	4.28 %	4.38 %	4.47 %	4.56 %

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者の増加数の比較

	26~27年度	27~28年度	28~29年度	29~30年度	30~31年度
横浜市人口増加数	12,872	3,082	3,582	9,611	12,454
(増加率)	0.35 %	0.08 %	0.10 %	0.26 %	0.33 %
手帳所持者の増加数	3,284	3,427	3,785	3,890	4,007
(増加率)	2.15 %	2.19 %	2.37 %	2.38 %	2.4 %

(2) 身体障害

身体障害者手帳の所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。肢体不自由は徐々に減少していますが、それ以外は少しづつ増加しています。年齢ごとに見ると、「18歳未満」「18歳から65歳未満」の人数がともに減少傾向にありますが、65歳以上の人数は年々増加しており、手帳所持者の約70パーセントが65歳以上となっています。

ひょう 表3 身体障害者手帳 障害種別推移

かくねんど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
しかくしおうがい 視覚障害	6,447	6,397	6,370	6,349	6,397	6,438
ちょうかく・へいこうきのうしおうがい 聴覚・平衡機能障害	8,452	8,585	8,643	8,706	8,842	8,919
おんせい げんご 音声・言語・ きのうしおうがい そしゃく機能障害	982	993	979	995	1,021	1,031
したいふじゆう 肢体不自由	52,284	51,420	50,669	49,700	48,893	48,233
ないぶしおうがい 内部障害	30,955	31,804	32,695	33,611	34,362	35,111
計	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515	99,732

ひょう 表4 身体障害者手帳 年齢別推移

かくねんど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
さいみまん 18歳未満	2,426	2,428	2,397	2,377	2,360	2,353
さい さいみまん 18歳～65歳未満	28,823	28,193	27,903	27,638	27,542	27,555
さいいじょう 65歳以上	67,871	68,578	69,056	69,346	69,613	69,824
計	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515	99,732
ぜんたい 全体における 65歳以上の割合	ぱーせんと 68.5 %	ぱーせんと 69.1 %	ぱーせんと 69.5 %	ぱーせんと 69.8 %	ぱーせんと 70.0 %	ぱーせんと 70.0 %

(3) 知的障害

あい てちょう りょういくてちょう しょじしゃすう ねんかん いじょう せんにんちか ふ
愛の手帳（療育手帳）の所持者数は、5年間で25パーセント以上、7千人近く増え
ています。中でも、B2の手帳を所持している人の増加数は、全体の増加数の約68パ
ーントとなっており、多くを占めています。

ぜんたい しょじしゃすう かくねんれい しょじしゃすう わりあい ねんかん とお よこ
全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ば
いとなっていて、年齢別に見たとき、統計上の特徴は見られません。

ひょう 表5 愛の手帳 障害程度別推移

かくねんど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
えー A 1	4,908	4,995	5,087	5,209	5,340	5,498
えー A 2	4,799	4,923	5,040	5,140	5,222	5,300
びー B 1	5,646	5,843	6,009	6,296	6,556	6,724
びー B 2	10,094	10,951	11,822	12,764	13,704	14,759
計	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822	32,281

ひょう 表 6 愛の手帳所持者数 年齢別推移

かくねんど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
さいみまん 18歳未満	9,646 ばーセンと 37.9 %	10,141 ばーセンと 38.0 %	10,612 ばーセンと 38.0 %	11,237 ばーセンと 38.2 %	11,809 ばーセンと 38.3 %	12,348 ばーセンと 38.3 %
さいみまん 18歳～65歳未満	15,058 ばーセンと 59.2 %	15,746 ばーセンと 58.9 %	16,485 ばーセンと 59.0 %	17,261 ばーセンと 58.7 %	18,033 ばーセンと 58.5 %	18,915 ばーセンと 58.6 %
さいいじょう 65歳以上	743 ばーセンと 2.9 %	825 ばーセンと 3.1 %	861 ばーセンと 3.1 %	911 ばーセンと 3.1 %	980 ばーセンと 3.2 %	1,018 ばーセンと 3.2 %
けい 計	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822	32,281

(4) 精神障害

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しょじゅすう ねんかん まんにんじょうふ ぞうかりつ
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、5年間で1万人以上増えています、その増加率
は約39パーセントです。特に増加しているのは2級で、全体の増加数の約62パーセン
トとなっています。

ねんれい み てちょうじょじゅすう すべ ねんれいそう ふ ぞうかりつ
年齢ごとに見ると、手帳所持者数は全ての年齢層で増えていますが、増加率としては、
特に20歳未満は2倍以上増えています。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、長期にわたり日常生活または社会生活への制約が
ある人を対象とするものです。一方で、医療の観点で捉えた場合、自立支援医療（精神
通院医療）の受給者数は、令和元年度で約6万3千人となっています。通院を継続しな
がら生活を保てている人がいることを踏まえつつ、手帳所持者数だけでは全体像を捉え
きれないことを認識しておく必要があります。

ひょう 表 7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

かくねんど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
1級	2,994	3,118	3,308	3,457	3,673	3,809
2級	15,477	16,623	17,844	19,313	20,731	22,264
3級	9,814	10,484	11,097	11,808	12,497	13,159
けい 計	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901	39,232

表8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移
各年度3月末時点(人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
20歳未満	596 2.1 %	727 2.4 %	869 2.7 %	1,021 3.0 %	1,150 3.1 %	1,341 3.4 %
20歳～65歳未満	23,682 83.7 %	25,126 83.1 %	26,666 82.7 %	28,523 82.5 %	30,428 82.5 %	32,246 82.2 %
65歳以上	4,007 14.2 %	4,372 14.5 %	4,714 14.6 %	5,034 14.6 %	5,323 14.4 %	5,645 14.4 %
計	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901	39,232

※ 精神障害者保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20歳未満としています。

(5) 発達障害

発達障害独自の障害者手帳は無く、知的障害を伴う場合は愛の手帳、知的障害を伴わない場合は精神保健福祉手帳の交付又はその両方の交付を受けていることがあります。一方で、医師の診断のみを受け、障害者手帳を取得していない人もいることから、障害者手帳所持者数のみで、発達障害児・者の人数を把握することは困難です。

とはいっても、発達障害に関する相談件数や診断件数の推移から推測すると、明らかに増加傾向にあると考えられます。また、発達障害の診断を受けた人だけでなく、本人や家族も発達障害に気付かないまま過ごしている人も少なからずいます。特に、知的障害が軽度である場合や、あるいは知的障害を伴わない場合には、生活に関する困りごとを抱えていても障害福祉分野の相談窓口などにつながっていないことが多いのが現状です。こうした人たちをどう把握し、適切な支援につなげていくかが課題のひとつです。

(6) 強度行動障害

対象者数を正確に把握できる統計はありません。行動上著しい困難があるとされる、障害支援区分認定調査の行動関連項目が10点以上の人には、令和元年8月時点で約3千4百人いますが、そのほかに障害福祉サービスを利用していない人もいるため、実際には更に多いと考えられます。

強度行動障害の多くは、障害特性を理解し適切な支援を行っており、減少し、安定した生活を送ることができます。そのためには、専門的な人材育成や支援

体制が必要ですが、施策を検討するために必要な対象者の全体像を把握すること自体が難しいことも課題となっています。

(7) 医療的ケア

医療的ケア児・者（日常的に医療的ケアを必要とする人）は、障害者手帳を持っていない人もいるため、統計上、人数が把握できていないのが現状です。この調査によれば、平成30年度には日本全国で約1万9千人と推計されています。これは、平成17年度と比較すると、10年程度で約2倍に増えているという計算になります。横浜市では、約1千2百人程度が対象児・者だと推計しています。正確な人数は把握できませんが、医療技術の進歩などにより、増加傾向にあるのは間違いないと考えています。

(8) 難病患者

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、難病等を加えました。対象となる難病は、361疾病です（令和元年7月時点）。

このことにより、症状が変わりやすいなどの理由で身体障害者手帳を取得することができず制度の谷間にあった人が、障害福祉サービスを利用できるようになっています。特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は徐々に増えており、障害福祉サービスの推進に当たっては、今後も、難病等患者数も考慮しながら進めていく必要があります。

表9 横浜市特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 推移 各年度3月末時点（人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
横浜市特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	23,469	24,683	25,794	22,573	23,748	24,145

※ 29年度の受給者証所持者数の減は、法施行後に認定対象外となった患者に対する経過措置が終了したためです。

4 第3期障害者プランの振り返り

第3期プランは、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で『安心』して『学び』

『育ち』暮らしていくことができるまち ヨコハマを目指す」を基本目標としました。また、全体の構成としては、施策を推進する視点で組み立てた第2期プランについて「どこに何が書いてあるか分かりにくい」という声を受け、障害の種別にかかわらず、障害児・者が日常生活を送る上での視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

【振り返り】

「障害のある人とない人の相互理解と、日常から災害等の緊急時まで支え合うことができるまち」を目指し、障害者週間を中心とした普及啓発イベントや、防災訓練での出前講座などの実施、基幹相談支援センターの設置などによる相談支援システムの強化、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた通知文書の点字化等情報保障の取組などを推進しました。一方で、障害理解の更なる推進や防災対策を求める声のほか、どこに相談に行ったらよいか分からぬなどといった声が挙がっています。

【課題】

生活を支える環境整備の充実

障害に対する周囲の理解や配慮を進めるためには、互いの存在に気付き、身近に感じる仕組みづくりが必要です。また、各相談先については、機能の整理や連携など更なる充実が必要だと考えられます。

テーマ2 住む、そして暮らす

【振り返り】

「自ら住まいの場を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし・生活し続けられるまち」を目指し、親亡き後の暮らしを支える後見的支援制度の全区展開や、行動障害のある人を支えるための支援力向上研修の開催、グループホームの設置のほか、地域生活支援拠点機能の全区での整備などを推進しました。

【課題】

住まい・暮らしの充実

住み慣れた地域・住みたい地域での暮らしや、グループホームでの暮らし、高齢化・重度化への対応、退院後や施設からの地域移行など、本人の希望や状態等に応じた多様なニーズに応えられるよう、住まい・暮らしに関する支援の充実や環境整備が求められています。

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

【振り返り】

「毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、共に生きていくことができるまち」を目指し、障害特性等を理解し、適切な医療を提供できるよう知的障害者専門外来を5病院で開設し、医療的ケア児・者等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置、公共交通機関・学校のバリアフリー化や、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた各取組などを推進しました。

【課題】

安心・安全に暮らせる生活環境の充実

医療受診環境の向上や、障害特性を踏まえた心身の健康対策等をライフステージに応じて推進するため、医療・福祉・教育関係者の連携強化が必要です。また、災害時には、要援護者への必要な配慮が行われるよう環境整備を進めるほか、自助・共助の仕組みの構築や公助の役割を明確化する必要があります。

テーマ4 いきる力を学び・育む

【振り返り】

「乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、生きる力を身に付けていくことができるまち」を目指し、地域療育センターの初診待機期間短縮に向けた取組の実施や、教育環境の充実のほか、障害福祉人材確保に向けたPR動画の制作・公共交通機関での一斉放映などを行いました。

【課題】

療育・教育の充実

発達障害児の増加、障害の重度化・多様化を踏まえ、様々なニーズに対応できるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実や関係機関の連携、教職員の専門性の向上や教育環境、教育活動の更なる充実が求められています。

障害福祉人材確保への対応

労働人口減少の中、必要な福祉サービスを適切に提供するための人材の確保・育成が分野を超えて求められています。

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

【振り返り】

「一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち」を目指し、就労支援センター等を中心とした就労支援の促進・定着支援や、障害者施設と企業のコーディネートを担う横浜市障害者共同受注センターの開設、移動情報センターの全区展開、ラポール上大岡の整備などを行いました。

【課題】

自分らしく過ごすための環境の充実

社会と関わりながら様々な形で過ごすため、就労支援センターを中心とした、就労支援の促進や工賃の向上などのほか、生活介護事業所の設置など希望や状態に合った日中活動場所の設置促進、障害者スポーツ・文化活動の更なる充実が求められています。

新型コロナウイルス感染症への対応状況

第3期プランの最終年度である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行やその感染拡大防止のため、集合形式で行うもの（会議、研修、イベント等）を中心に、多くの取組で中止、延期、人数や規模の縮小、オンライン等を含む実施方法の変更などの対応を必要とされました。また、障害福祉サービス事業所の活動にも多大な影響を与えていました。その対応は第3期プランでは想定されていなかったが、衛生物品の提供や保健所との連携による集団検査の実施など、必要な取組を実施してきました。新型コロナウイルス感染症が第4期プラン計画期間中にどのような影響を与えるか、いまだはっきりしない部分があります。その影響の度合いをそれぞれの取組の中で確認・検証し、必要に応じて柔軟に対応することが求められます。

だい しょう だい き しょうがいしや きほんもくひょう とりくみ ほうこうせい 第3章 第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性

1 基本目標

しょうがい ひと ひと だれ じんかく こせい そんちょう あ ちいき
障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域
きょうせいしゃかい いちいん みずか いし じぶん い
共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができます
めざす
まちヨコハマを目指す

だい き さくていじ くら さまざま しょうがいふくししさく じぎょう じゅうじつ む
第3期プラン策定時から比べると、様々な障害福祉施設・事業は充実に向かっている
いっぽう へいせい ねん がつ しょうがいしゃしえんしせつ つき えん お
ととらえています。一方で、平成28年7月に障害者支援施設「津久井やまゆり園」で起き
じけん とお しょうがい ひと へんけん ふか しゃかい りかい じゅうぶん
た事件などを通して、障害のある人への偏見はいまだ深く、社会の理解もまだ十分には
すすむ おも し
進んでいないということを思い知らされました。

しょうがい ひと せいまい せいかつ おびや できごと お なか あらた しょうがい
このように障害のある人の生命・生活が脅かされる出来事も起きる中、改めて、障害
ひと そんげん じんけん そんちょう たいせつ しゃかい しめ かんが しょうがいしゃ
のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを社会に示したいと考え、「障害者の
けんり かん じょうやく い か しょうがいしゃけんりじょうやく もと きほんもくひょう せってい
権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)に基づき、この基本目標を設定
しました。

トピック 「障害者の権利に関する条約とは何か」

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」は、障害者の権利を
まも かっこく さだ じょうやく
守るために各国がすべきことを定めた条約です。

じょうやく はな あ わたし ぬ わたし
条約をつくる話し合いは、「私たち抜きに、私たちのことを決めないで。
なっしんぐ あばうと あす ういすあうと あす
(Nothing about us, without us.)」というスローガンのもと、世界中の
じょうがいしゃ さんか せいふ しょうがい ひと くわ
障害者が参加しました。政府だけでなく障害のある人たちが加わってつく
じょうやく はじ かつききて
る条約は初めてで、画期的なことでした。

じょうやく すべ しょうがいしゃ じんけん きほんてきじゅう じつげん
この条約は、全ての障害者のあらゆる人権や基本的自由を実現すること
そくしん しょうがい こじん しゃかい がわ
を促進し、「障害は個人ではなく社会の側にある」という「社会モデル」の
してん しょうがい とら しょうがい りゅう さべつ きんし ごうりてき
視点で障害を捉えています。障害を理由にしたあらゆる差別の禁止、合理的
はいりよ ていきょう ほう もと びょうどう さだ きょういく う けんり はたら
配慮の提供、法の下の平等などを定めるとともに、教育を受ける権利、働く
けんり ぶんか たの けんり しょうがい ひと じぶん い
く権利、文化やスポーツを楽しむ権利など、障害のある人が自分らしく生き
たいせつ
ることを大切にしています。

じょうがいしゃけんりじょうやく ねん がつ こくれんそうかい さいたく ねん がつ はっこう
障害者権利条約は2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効
にほん ねん がつ しょめい あと じょうやく さだ きじゅん み
しました。日本は2007年9月に署名した後、条約で定められた基準を満たす
ほうせいど せいび すす ねん がつ ひじゅん
ために法制度の整備を進め、2014年1月に批准しました。

2020年7月現在、182か国が批准しています。

2 基本目標の実現に向けて必要な視点

行政が様々な施策・事業を進めていく上では、まず、障害のある人の視点を踏まえていくことが重要です。ここでは、それに加えて必要となる考え方・視点を設定しました。一つひとつの事業を個別・縦割りで行うのではなく、共通の視点を持って進めていくことで、基本目標の実現に向けた幅広い取組として推進していくことができると考えています。

- 1 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障害状況やライフステージに合わせたニーズをとらえていく視点
- 3 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障害のある人全てが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 必要なサービスの提供体制を確保し続けていく視点

凡例

- 福…障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量
- 児…障害児福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量
- 新…第4期障害者プランから初めて障害者プランに記載する事業
- ④…将来にわたるあんしん施策

※表の中の単位の考え方は次のとおりです。

- ・「人分」…月間の利用人数
- ・「人日」…月間の利用人数×一人一か月当たりの平均利用日数

3 生活の場面ごとの取組

様々な生活の場面を支えるもの

障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として生きていくには、互いの存在に気付き、互いを理解し合い、同じ社会に生きている身近な存在だと感じられる仕組みが大切です。そのためには、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと行政が協力し、障害理解に向けた普及啓発を進めていくことが重要です。啓発活動にはこれまでも長年にわたって力を入れてきました。しかし、誰もが生きやすい社会をつくるため、これからも、私たちは不断の努力を続けていかなければなりません。

また、障害ゆえに支援を必要とする人が自分の人生をどう生きていくのかを考えると、ご家族が健在であるうちから、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合い、自らの意思により自分らしい生活を送る」という将来を見据えた取組が重要になります。

障害のある人の生活を支えるには、困った時にいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる体制、障害特性に応じて必要な情報を必要な時に得られるような発信なども必要です。

これらの工夫や配慮などによって、日常生活のあらゆる場面で、全ての人が障害のあるなしによる分け隔てがなく互いの人格と個性を尊重し合うことができる社会が生まれると私たちは考えています。さらに、障害のある人が安心して生活を送るには、障害のある人を支える人材の確保・育成や、福祉サービスを提供する側の負担軽減のための新たな取組など、労働人口が減少しても、必要な福祉サービスを適切に提供する体制を維持・強化するための施策が急務となっています。

1 普及啓発

現状と施策の方向性

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指して、横浜市は疾病や障害に対する理解の促進に努めてきました。しかし、「第4期横浜市障害者プラン策定に向けた当事者向けアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)では、日常生活での困りごととして、障害の種別によっては5割前後の人々が「周囲の理解が足りない」と答えています。さらに、外出時の困りごととして「人の目が気になる」、「いじめや意地悪がこわい」などの項目が上位に来ています。障害者団体等に対して実施したグループインタビューでも、自分たちの障害について、「偏見を持たず正しく知ってほしい」という意見が多く挙げられており、より一層の障害理解が求められています。行政は、様々な機会をとらえ、社会全体に向けた普及啓発を充実させる責務がありま

す。効果的な普及啓発を行うためには、行政だけでなく、障害のある人たちや支援者などの障害福祉関係団体、地域住民や地域に根差した団体、民間企業など、多様な主体が互いの強みを生かしながら協力して取り組んでいくことが重要です。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 互いの存在に気付き、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」など様々なイベントなどをきっかけとして、誰もが障害のある人の存在に気づき、日頃の生活の中で互いに関わって身近に感じる仕組みづくりを進めていきます。また、障害のある人が健康づくり活動や地域活動に参加し、日常的なふれあいの中で地域の誰もがお互いを理解し受け止める機会を増やすなどの取組を進めます。

(2) 障害に対する理解促進

障害の特性や障害者に対する配慮の理解促進のため、各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、障害のある人や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通した住民同士の交流の推進など、地域住民の障害に対する理解を進めています。

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、幼児期・学齢期から障害児・者とともに取り組む様々な活動や体験などの機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めています。

取り組み

(1) 互いの存在に気付き、身近に感じる仕組みづくり

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた「障害者週間」などの取組を実施・推進していきます。	すいしん 推進	すいしん 推進

各区の普及・啓発活動 の促進	各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行います。	推進	推進
-------------------	---	----	----

(2) 障害に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
当事者や障害福祉関連施設、市民団体等による普及・啓発活動への支援	セイフティーネットプロジェクト横浜(S-net横浜)や障害福祉関連施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及・啓発を推進します。	推進	推進
障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進	社会参加推進センターが中心となり、障害者本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害理解の促進に向けた普及・啓発活動を推進します。	推進	推進
疾病や障害に関する情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者・関係者の理解促進に努めます。	推進	推進

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
学齢期児童及び保護者への障害理解啓発	学齢期児童と保護者が、障害児・者と交流したり、障害について理解を深めたりする機会の確保に努めます。	推進	推進
副学籍による交流教育及び共同学習	特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るなど、共同学習を進めます。	推進	推進

2 人材確保・育成

現状と施策の方向性

横浜市は、様々な団体や地域住民の方々とも協力しながら、障害福祉施設や障害福祉サービスなどの社会資源の整備を進めてきました。しかし、現在では多くの業界で人材不足が社会問題となっており、障害福祉分野でも、サービス提供事業者の多くは、現場で働く人材の確保に苦慮しています。また、人材を確保できても、定着させることが難しく、将来を担う人材の育成もままならないという声が挙がっています。障害福祉分野での雇用を安定させることは喫緊の課題といえます。

しかし、横浜市の労働人口も減少が見込まれる中、障害福祉分野の魅力発信などこれまで取り組んできた施策だけで人材の確保・定着・育成を進めるのは容易ではありません。

他の分野とも協力した人材確保支援策に加え、事務の効率化や業務負担の軽減、安定した生活を支えられる労働環境の整備などを進めていかなければなりません。様々な角度から障害福祉分野での働き方を見直し、働き続けやすい仕事にしていく必要があります。

アンケート調査では、将来の障害福祉にとって特に重要なものとして「必要なときに十分な介助が受けられること」という回答が1位でした。また、グループインタビューでも、支援者やサービスの担い手の団体だけでなく、障害のある人たちからも「人材の確保に力を入れてほしい」という意見が挙げられています。こういった声に応え、障害福祉サービスの提供を将来にわたって安定的に続けていくために直面する課題に対応するには、民間事業者や関係機関等と行政が協働し、継続的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

民間事業者や関係機関等との協働により、障害福祉分野で働く魅力の発信、求人支援、雇用支援、専門性向上等に係る研修の実施などの人材育成支援を検討・実施します。

(2) 業務効率化に向けたロボット・A I ・I C T等の導入検討

煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・A I ・I C Tなどの導入の検討を進めます。

とりくみ
取組

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害福祉人材の確保 Ⓐ	障害福祉の仕事の魅力を発信し、求人や雇用の支援を行うことで社会福祉人材の確保につなげていきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害特性に応じた支援のための研修	発達障害や行動障害を有する方、医療的ケアが必要な方等に対し、専門的な支援を行うことのできる人材を育成するための研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
相談支援従事者の人材育成	市域と区域での人材育成に関する取り組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害福祉施設職員等への支援 新	障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害福祉施設等で働く看護師の支援 ⓐ	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
就労支援センター職員の人材育成	多様なニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
就労促進を目的とした事業所職員向け研修	障害者雇用を行っている企業での「就業体験」の研修を通じて、事業所職員の就労支援スキルの向上、就労に向けた意識付けにつなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進
医療従事者研修事業④	病気や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ガイドヘルパー等研修受講料助成④	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ガイドヘルパースキルアップ研修④	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
社会参加推進センターによる団体活動支援機能の充実	障害者本人の活動を支える人材の育成を進めるとともに、同じ障害がある人たちの交流やコミュニケーションの機会を拡充し、各団体活動を促進する取組を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

(2) 業務効率化に向けたロボット・A I ・I C T等の導入の検討

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
業務効率化に向けたロボット・A I ・I C T等の導入の検討④	煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めため、ロボット・A I ・I C Tなどの導入の検討を進めます。	けんとう 検討 ・ じっし 実施	すいしん 推進

3 権利擁護

現状と施策の方向性

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きるまち」を実現するためには、障害者の権利擁護について積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。平成26年1月の障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の施行など、障害者の権利擁護に関する様々な法整備が進められてきましたが、それだけでは十分ではありません。法の趣旨などを私たち一人ひとりが理解し、社会をより良く変えていく取組が求められています。

また、必要な情報が得られること、自分自身の意思を決めること、決めた意思を伝えられることなど、自身の権利を守るために必要不可欠なことを行う際、障害ゆえに支援が必要な人たちを支える仕組みも無くてはならないものです。

そこで、4つの方向性で施策を展開します。

(1) 虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の具体例などの市民向け広報や障害福祉サービス事業者を対象とした研修等を通じて、障害者虐待が重大な人権侵害であることや予防や早期発見の重要性などを啓発することで、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

(2) 成年後見制度の利用促進

権利擁護を必要とする知的障害者や精神障害者の増加に対応し地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の啓発や利用の促進を進めていきます。

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向けて周知を図るとともに、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させます。

(4) 情報保障の取組

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた行政情報発信のルールに基づき、本人の意向や障害に応じた配慮を行うよう徹底します。また、必要な配慮について検討を行っていきます。

とりくみ
取組

(1) 虐待防止の取組の浸透

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃぎやくたいぼうしじぎょう 障害者虐待防止事業 (普及・啓発) <small>ふきゅう けいはつ</small>	しみん む 市民向けのリーフレット作成等によ り広報を行います。また、虐待や 不適切支援をなくしていくため、 障害福祉サービスの事業者等を 対象とした研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

(2) 成年後見制度の利用促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
よこはまし しみんこうけんにん 横浜市市民後見人 養成・活動支援事業 <small>ようせい かつどうしえんじぎょう</small>	ちいき 地域における権利擁護を市民参画で 進めるため、よこはま成年後見推進セ ンターが全区で市民後見人の養成を 実施し、区役所、市・区社会福祉協 議会、専門職団体等が連携した活動 支援の体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ほうじんこうけんしえんじぎょう 法人後見支援事業	よこはま成年後見推進センターが、こ れまでの法人後見受任実績を踏まえ て、市内の社会福祉法人等への法人後 見実施に向けた支援を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
せいねんこうけんせいど 成年後見制度の 普及啓発 <small>ふきゅうけいはつ</small>	せいねんこうけんせいど 成年後見制度がより利用しやすいも のとなるよう、関係機関と調整して 当事者及び家族、支援団体等への 説明会などを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
けんりょうごじぎょう 権利擁護事業	けんり もも 権利を守るための相談や契約に基づ く金銭管理サービスなどの日常生活 の支援を、区あんしんセンターが、 契約に基づいて実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度区長申立て件数	30件	30件	30件
成年後見人等報酬助成件数	210件	240件	270件

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

事業名	事業内容	中間期 目標	もくひょう 目標
市民等への普及・啓発	障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民等の方々に关心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
相談体制等の周知	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を周知します。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための地域協議会を開催します。	すいしん 推進	すいしん 推進
市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行っていきための指針として策定した市職員対応要領を周知し、差別的取扱いとなり得る事例や、合理的な配慮の好事例等の浸透を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

(4) 情報保障の取組

事業名	事業内容	中間期 目標	もくひょう 目標
情報発信時の合理的配慮の提供	行政情報発信時の視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等に対して、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
代筆・代読サービス 新	視覚等に障害のある人が日常生活の中で代筆または代読が必要なとき支援者によるサービス提供を行います。	検討 ・ 実施	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者の派遣 (派遣人数) 福	11,000人	11,000人	11,000人
要約筆記者の派遣 (派遣人数) 福	1,900人	1,900人	1,900人
手話奉仕員養成研修事業 (養成人数) 福	172人	172人	172人
手話通訳者・筆記者養成研修事業 (養成人数) 福	90人	90人	90人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 事業 (養成人数) 福	30人	30人	30人

4 相談支援

現状と施策の方向性

障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、相談支援機関の充実や連携強化といった体制整備を進めてきました。しかし、グループインタビューやアンケート調査の結果では、依然として、困ったときにどこに相談したらいいか分からない、相談した内容が共有されず何度も同じ説明をしなければならない、などの声も挙がっています。

障害のある人が「自らの意思により自分らしく生きる」ためには、相談支援は非常に重要な役割を持っています。分かりやすい情報提供や、障害福祉サービスの利用調整、本人が自ら解決する力を高めていくための支援、家族支援、困っている人に寄り添う伴走型支援などを行います。障害特性やライフステージなどに応じて、各機関の様々な機能や役割を活用し、本人の希望する暮らしを実現できるよう支えていきます。

そこで、障害のある人を地域全体で支えていく相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

とりくみ
取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者相談支援事業の周知及び普及啓発	区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中心地域生活支援拠点の機能を充足させながら、相談支援事業の周知、啓発を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
相談支援従事者の人材育成【再掲】	市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進
市自立支援協議会と区自立支援協議会の連携・連動	市自立支援協議会、ブロック連絡会、区自立支援協議会を連携・連動させ、地域づくりに効果的に取り組める体制を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進
当事者による相談の充実	社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談の周知を図り、当事者による相談支援を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
既存の相談窓口(地域ケアプラザ等)による連携	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者としてとらえ、必要に応じて、一次及び二次相談支援機関につなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進
難病患者等への必要な情報提供	難病患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者等の障害福祉サービス等の活用が促されるよう検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターと、地域の支援機関との連携の仕組みを整理し、相談支援体制の強化を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
高次脳機能障害に関する関係機関の連携促進	高次脳機能障害支援センターと地域の関係機関との連携を促進し、身近な地域における高次脳機能障害に対する支援体制を強化します。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援体制の強化 ・専門的な指導・助言 	400件	440件	480件
地域の相談支援事業者的人材育成の実施 	72回	72回	72回
地域の相談機関との連携強化の取組 	36回	36回	36回
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援 	48,000件	49,000件	50,000件
計画相談支援利用者数(年間) 	16,322人	18,805人	21,453人
発達障害者支援地域協議会の開催件数 	3件	3件	3件
発達障害者支援センターによる相談件数(学齢後期障害児支援事業分を除く) 	3,500件	3,500件	3,500件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発(学齢後期障害児支援事業分を除く) 	55件	55件	55件
医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 	6人	6人	6人

トピック 「発達障害のある人への支援」

はったつしょうがいしゃしえんほう しこう へいせい ねん がつ よこはまし いぜん しない
発達障害者支援法の施行は、平成17年4月。横浜市は、それ以前から市内
ほうじん じへいしよう とっか そだんしえんしつ いたく はったつしょうがいしゃしえん
の法人に自閉症に特化した相談支援室を委託し(のちの発達障害者支援セン
ター)、法施行と同時期には、学識経験者や福祉・医療関係者、当事者やその
かぞく こうせい はったつしょうがいけんとういいんかい せっち はったつしょうがい ひと
家族で構成される「発達障害検討委員会」を設置し、発達障害のある人への
かだい かいけつ ぎろん おこな
課題解決の議論を行ってきました。

ねんかん げんじょう かだい たいおう にゅうようじき
この15年間、ライフステージごとの現状と課題に対応するため、乳幼児期・
がくれいき せいじんき わ ぎろん とお きめ
学齢期・成人期に分けて議論するとともに、ライフステージを通した切れ目
のない支援に向けた検討も行ってきました。

よこはまし げんざい はったつしょうがいしゃしえん うんえいじきょう ちいきしえん
横浜市では現在、「発達障害者支援センター運営事業」、「地域支援マネジ
ショウガいふくし じぎょうしょとう しえん しょうがいとくせい おう しえん
ヤによる障害福祉サービス事業所等への支援」、「障害特性に応じた支援
けんしゅう こうどうしようがい かた しえん おこな じんざい いくせい
のための研修(行動障害のある方への支援を行うことのできる人材を育成
けんしゅう じぎょう せいかつ つ じゅうたく
するための研修)」、「サポートホーム事業(生活アセスメント付き住宅での
ひとりぐ しえん ちいきりょういく うんえいじきょう がくれいこう きょううがい じ しえん
一人暮らし支援)」、「地域療育センター運営事業」、「学齢後期障害児支援
じぎょう ちゅうがくせい こうこうせいねんだい はったつしょうがい じ とう そだんしえん とう はったつしょうがい
事業(中学生・高校生年代の発達障害児等への相談支援)」等、発達障害
じ しゃしえん かん おお じぎょう とりくみ すいしん
児・者支援に関する、多くの事業や取組を推進しています。

きんねん はったつしょうがい ことば しゃかいてき ていどにんち はったつしょうがい
近年では、「発達障害」という言葉が社会的にある程度認知され、発達障害
たい しみん りかい ひろ いっぽう はったつしょうがいしゃしえんほう
に対する市民の理解も広がってきています。一方で、発達障害者支援法の
しこう ねん けいか じだい へんか たいおう こま しえん もと
施行から10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求めら
れること、また、共生社会の実現に向けた新たな取組(障害者権利条
やく ひじゅん む いれん ほうせいび すす はいけい へい
約の批准に向けた一連の法整備など)が進められていることを背景とし、平
せい ねん どうほう かいせい おこな
成28年に同法の改正が行われました。

よこはまし はったつしょうがいけんとういいんかい ぎろん ふくし きょういくきかん
また横浜市では、発達障害検討委員会のこれまでの議論や福祉・教育機関
そうだんじょうきょうどう はったつしょうがい とく けいど ちてき おく ともな
の相談状況等において、発達障害、特に「軽度の知的な遅れを伴う、ある
ちてき おく ともな はったつしょうがい じ しゃ たい じゅうらい しょうがいふくし
いは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に対して、従来の障害福祉・
きょういくどう しさく じゅうぶんたいおう げんじょう み
教育等の施策では、十分対応できていない現状が見えてきました。

れいわがんねん かだい たいおう しえんさく さいこううちく もと にんしき
令和元年、この課題に対応する支援策の再構築が求められているとの認識
よこはまし はったつしょうがいけんとういいんかい じょうぶきかん しょうがいしゃしさくすいしん
から、横浜市として、発達障害検討委員会の上部機関である障害者施策推進
きょううきかい かだい かいけつ む ぐたいてき しさく てんかい しもん おこな れいわ
協議会へ、課題解決に向けた具体的施策の展開について諮問を行い、令和2
ねん がつ とうしん う と
年6月に答申を受け取りました。

れいわ ねん ど はじ だい き あら しさく てんかい
令和3年度から始まる第4期プランでは、新たな施策を展開していくこと
となります。地域の療育の中核機関である地域療育センターにおける

りょういくたいせい ぱっぽんてき みなお しえんきかん れんけい やくわりぶんたん せいりとう とりくみ
療育体制の抜本的な見直しや、支援機関の連携・役割分担の整理等の取組と
ともに、社会全体に発達障害への理解を深めるための取組、更に多様性を
そんちゅう しゃかいふうど じょうせい すす 尊重できる社会風土の醸成を進めていきます。

<令和2年6月 答申概要>

- 1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)
幼少期には、本人・周囲とも、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害に気づかないことがあります。そのため、早期発見・早期療育だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなげることが重要だと考えます。この理念を「気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。
- 2 地域社会全体の、包括的な支援体制を構築
今回対象とした発達障害児・者は、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られないことに起因する生きづらさを、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）に相談することも多いと考えられます。そのため、地域社会全体で包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 3 「0次支援」の重要性
障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につながるために、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）が、身近な地域の中で、本人や家族が抱える生きづらさに気づき、受け止めることが重要です。

トピック 「計画相談支援の課題と今後の取組」

平成27年4月から、障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画の提出が必須となっています。サービス等利用計画には、指定特定相談支援事業所(計画相談支援事業所)の相談支援専門員が作成するものと、本人が自ら作成するセルフプランの2種類があります。計画相談支援は前者を指し、相談支援専門員が、本人やご家族の生活全体の希望や目標、それに向けた支援方針や解決すべき課題などをともに考え、計画を作成し、定期的に確認・振り返り(モニタリング)を行います。

横浜市では計画相談支援の実施率が令和元年度末時点で約50%に留まっています。その理由の一つとして、事業所及び職員の不足から、利用につながっていないことが考えられます。今後、制度の更なる周知や、実施する人材の確保・育成、市及び各区自立支援協議会との連携などを通じて、計画相談支援が必要な方に行き届くよう、引き続き推進に取り組みます。

トピック 「横浜市の依存症対策」

1 従来からの取組

横浜市では、従来から、アルコールをはじめとした依存症への対応は、区における精神保健福祉相談やこころの健康相談センターで実施してきました。また、医療機関とともに、市内における依存症の自助グループや回復支援施設等の民間支援団体が様々な支援を行ってきました。

2 国の動きを踏まえた横浜市における取組の拡充

近年、アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策について、国におけるアルコール健康障害やギャンブル等依存症対策の基本法及び基本計画、事業体系を示した依存症対策総合支援事業実施要綱を踏まえ、こころの健康相談センターにおいて、普及啓発の強化、家族教室の対象者の拡大、依存症専門相談や回復プログラムの開始など、取組を拡充しています。

また、民間支援団体や関係機関との連携体制の強化も進め、令和2年3月に、こころの健康相談センターを、国が設置を求める「依存症相談拠点」に位置づけました。令和2年度から開始した依存症関連機関連携会議では、幅広い関係者と支援に関する情報共有を行うなど、関係者間のネットワークづくりを進めています。

3 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の策定

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩むご本人やご家族等への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有することで、包括的な支援の提供を目指すため、依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく地域支援計画を策定します。令和2年度から検討を始め、令和3年度中に策定する予定です。依存症全体の取組方針に加え、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症の現状や課題を整理し、支援内容等を盛り込む予定です。

せいかつ ばめん 生活の場面1 すむ・暮らす

近年、在宅の障害者を支える福祉サービスや相談支援機関などの社会資源は増えてきていますが、障害のある人が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分にできているとはいえない。障害の状況も様々で、高齢化・重度化によるニーズの変化もあります。障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるには、福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。その上で、できる限り自分の意思で「住まいの場」を選択できることが理想です。

しかし、自分の意思で選択するためには、どこに自分が希望する住まいがあるのか、通り先や行きたいところへの移動手段なども含め、どのような支援があれば希望どおり暮らせるのか、情報を得たり、体験したりすることが必要です。

そのため、多様な「住まいの場」を確保し、提供できる情報や体験の機会を増やすことで本人の選択肢を広げ、暮らしていく上での困りごとにに対する支援を充実させるなど、一人ひとりが地域で望む生活を送ることができる環境を整えることが求められています。

そこで、民間住宅を含む多様な形態で住まいの選択肢を増やし、また本人に寄り添って支える仕組みなどを、ハード及びソフトの両面から充実させる施策を展開していきます。

1-1 す 住まい

げんじょう しさく ほうこうせい 現状と施策の方向性

住まいは生活の基本です。誰もが、重度化や高齢化による障害状況の変化などにかかわらず、可能な限り、自分が住みたいと思う場所で住み続けられることが望まれます。自分の意思で「住まいの場」を選べるようにするには、障害福祉施策だけでなく、住宅施策との連携も図り、多様なニーズに合った「住まいの場」の拡充、情報の集約と提供などを継続的に進めていく仕組みづくりが不可欠です。横浜市は、福祉施策と住宅施策の連携により、不動産事業者等と協力し、平成30年度に横浜市居住支援協議会を設立しました。従来の福祉施策では実施が難しかった分野にも取り組むことができるようになるため、これを活用した支援が望まれています。

障害の重度化や高齢化など障害状況により専門的な支援が必要とされる場合でも、本人が希望する住まいを実現できるよう対応可能な仕組みも必要です。

一方で、入所施設などで生活している人にとって、そのときの「住まいの場」が安心して生活できる場であるように支援していくことも重要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めています。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後も進むとみられる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築を進めています。

とりくみ 取組

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
民間住宅入居 の促進	障害者が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」を活用していきます。 また、障害者等の住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
サポートホーム 事業 ②	発達障害のある入居者に対し、地域生活に向けた準備のため、生活面のアセスメントと支援を実施する「サポートホーム」の効果を検証するとともに、支援方法を地域の事業所等へ拡大させていきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害児施設の 再整備 ②	老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備を進めます。	けんとう 検討	けんとう 検討
松風学園再整 備事業	入居者の居住環境改善のため、個室化等を進めます。また、同園敷地の一部を活用して民設新入所施設を整備します。 ・中間期：個室化等の居住環境や設備の改善及び民設新入所施設の工事実施 ・計画期間中：個室化等の居住環境や設備の改善及び民設新入所施設の工事実施 完了	こうじ 工事 じっし 実施 かんりょう 完了	こうじ 工事 じっし 実施 かんりょう 完了

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
【再掲】障害福祉施設等で働く看護師の支援 あ	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（グループホーム） 利用者数（新設定員数/年） 福	200人	200人	200人
共同生活援助（グループホーム） 利用者数（利用人数/年） 福	5,000人	5,200人	5,400人
施設入所支援 (利用人数/月) 福	1,426人	1,420人	1,414人
福祉型障害児入所支援 (利用児童数/月) 児	190人	190人	190人
医療型障害児入所支援 (利用児童数/月) 児	90人	90人	90人
障害児入所施設における18歳以上 の入所者数 児	0人	0人	0人
宿泊型自立訓練（利用人数/月） 福	87人分	87人分	87人分
	2,364人日	2,364人日	2,364人日
療養介護（利用人数/月） 福	279人	279人	284人

トピック 「福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方」

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めることで、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を進めます。

国の第6期障害福祉計画指針に基づき、令和元年度末から令和5年度末までに、地域生活への移行の目標数を87人（令和元年度末時点の施設入所者数の約6%）、施設入所者数は23人（約1.6%）の減少を見込むこととします。なお、市内入所施設の定員数については、新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があること及び市外入所施設の利用者への対応等から、各施設の状況を踏まえつつ、現状を維持することとします。

これまで本市の入所施設は、一生涯を送る施設ではなく、「地域生活支援型施設」と位置付け、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、支援に取り組んできました。入所施設が「通過型施設」としての役割・機能を担い、本人の意向に沿った地域生活への移行が可能となるよう、必要な取組を検討・実施します。また、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている人の把握を行い、適切なサービス提供を確保できるよう、多様なニーズに応える住まいのあり方を含め、必要な取組を検討・実施します。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
身体障害者・高齢者の住宅改造成及び模様替え	市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取付けなどの住宅改造を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
高齢化・重度化対応のグループホームの検討・拡充	現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業	グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来のホームの設備で生活することが困難となる場合でも、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る経費を補助します。	じっし 実施	じっし 実施

1-2 暮らし

現状と施策の方向性

障害のある人が希望に合った暮らしを送るために必要な支援は人それぞれであり、本人の意向や障害状況によって異なる障害福祉サービスを安定して提供していくことが重要です。横浜市は、地域で生活していく上で、障害のある人の生活を支える核として、地活ホームや生活支援センター、多機能型拠点など様々な拠点の整備を進めてきました。これらの拠点機能を更に充実させ、十分に活用していく必要があります。また、行動障害、医療的ケアなど専門的なニーズがある人も安心して暮らしていけるような支援も欠かせません。

日々の暮らしだけでなく、人生には節目となる様々な出来事があります。たとえば、障害のある人が結婚・出産・子育てなどを考えたときに、周囲の無理解が本人の選択肢を狭めないよう、社会全体の理解促進が大切です。

人生の様々な場面で、本人が自分にとって良いと思う選択ができるよう、家族や支援者など周囲の人たちが困りごとや悩みを受け止め、寄り添い、丁寧に相談に乗ることが求められます。加えて、本人が知識や情報を得ることができる環境づくりなども重要な要素の一つです。

また、長期入院中の人や施設入所中の人がグループホームでの生活や一人暮らしに移ることができるよう、地域移行・地域定着や退院促進などの取組も継続して進めていかなければなりません。地域で活動する様々な団体・サービス提供事業所や医療機関を含め、障害のある人の生活を地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

その中で、障害のある人が自立した生活を送ることができるようになるために、本人が生活力を身に付けて安心して暮らすことができるよう、本人の持つ力を引き出す支援の必要性も見逃せません。意思決定を支え、日常生活を送る上で想定されるトラブルなどの予防や対応を学ぶ機会を設けることや、本人の希望や思いに寄り添う伴走型の相談支援を充実させていくことが大切になります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実
障害福祉に関わる社会資源を基に、既存のサービスを充実させていくことで、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実
障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

取り組み

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

事業名	事業内容	中間期目標	目標
障害者地域活動ホーム事業	在宅の障害児・者とその家族の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置しているものです。主なサービスとして、生活介護や地域活動支援センター事業デイサービス型等の日中活動のほか、ショートステイや一時ケア等の生活支援事業を実施しています。施設規模等により、社会福祉法人型地活ホームと機能強化型地活ホームの2種類に分類されています。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
精神障害者生活支援センター事業	<p>統合失調症をはじめとした精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を支援するため各区に1か所設置している精神障害者の地域生活支援における本市の拠点施設です。精神保健福祉士を配置し、日常生活に関する相談や助言、情報提供のほか、専門医による相談や生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯等）等を提供しています。区や基幹相談支援センターとともに、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中核に位置付けられています。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進
多機能型拠点の整備・運営④	<p>常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等とその家族の地域生活を支援するため、相談支援、短期入所、生活介護、診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に提供する多機能型拠点の整備を市内6方面に進めます。</p>	しない 市内4 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりょう 完了	しない 市内6 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりょう 完了
行動障害のある方の地域移行や地域生活を支える仕組みづくり	<p>行動障害のある方に必要とされる支援体制について、特に地域移行や地域生活を支える機能の検討を進めます。</p>	けんとう 検討	すいしん 推進
地域支援マネジャーによる障害福祉サービス事業所等への支援新	<p>発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所等に対し、行動障害・発達障害に係るコンサルテーションを実施します。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標						
地域生活支援拠点機能の充実	<p>障害のある方の高齢化・重度化、親なき後方に備えるとともに、地域移行を進めるため、基幹相談支援センター・生活支援センター・区役所の3機関一体の運営により、地域のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワーク型の拠点機能を整備し、地域での居住支援機能の充実を図ります。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進						
精神障害にも対応した地域包摵ケアシステムの構築	<p>精神障害のある方の生活のしづらさを地域で支えていくため、医療・保健・福祉の連携のもと、各区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において関係者・関係機関が共通の認識の中で課題解決に向けた取組の検討と実施をしていきます。また、地域ごとの課題に対して特性を踏まえた対応ができるよう、これまでの社会資源を十分に活用しながら、ネットワーク機能の見直しや新たなつながりを構築していきます。</p> <p>※この取組のため、精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定します。</p> <p>・共同生活援助の利用者数(精神障害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>959人</td> <td>997人</td> <td>1,035人</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	959人	997人	1,035人	すいしん 推進	すいしん 推進
令和3年度	令和4年度	令和5年度							
959人	997人	1,035人							

事業名 じぎょうめい	事業内容 じぎょうないよう	中間期 ちゅうかんき もくひょう	目標 もくひょう 目標						
	<p>・地域移行支援の利用者数 (精神障害) 福</p> <table border="1" data-bbox="520 384 1092 534"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 384 727 444">れいわ ねんど 令和3年度</th><th data-bbox="727 384 933 444">れいわ ねんど 令和4年度</th><th data-bbox="933 384 1124 444">れいわ ねんど 令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 444 727 534">にん ねん 108人／年</td><td data-bbox="727 444 933 534">にん ねん 120人／年</td><td data-bbox="933 444 1124 534">にん ねん 132人／年</td></tr> </tbody> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	にん ねん 108人／年	にん ねん 120人／年	にん ねん 132人／年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度							
にん ねん 108人／年	にん ねん 120人／年	にん ねん 132人／年							
	<p>・地域定着支援利用者数 (精神障害) 福</p> <table border="1" data-bbox="520 608 1092 804"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 608 727 669">れいわ ねんど 令和3年度</th><th data-bbox="727 608 933 669">れいわ ねんど 令和4年度</th><th data-bbox="933 608 1124 669">れいわ ねんど 令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 669 727 804">にん ねん 480人／年</td><td data-bbox="727 669 933 804">にん ねん 576人／年</td><td data-bbox="933 669 1124 804">にん ねん 672人／年</td></tr> </tbody> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	にん ねん 480人／年	にん ねん 576人／年	にん ねん 672人／年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度							
にん ねん 480人／年	にん ねん 576人／年	にん ねん 672人／年							
	<p>・自立生活援助利用者数 (精神障害) 福</p> <table border="1" data-bbox="520 878 1092 1096"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 878 727 938">れいわ ねんど 令和3年度</th><th data-bbox="727 878 933 938">れいわ ねんど 令和4年度</th><th data-bbox="933 878 1124 938">れいわ ねんど 令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 938 727 1096">にん ねん 60人／年</td><td data-bbox="727 938 933 1096">にん ねん 75人／年</td><td data-bbox="933 938 1124 1096">にん ねん 90人／年</td></tr> </tbody> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	にん ねん 60人／年	にん ねん 75人／年	にん ねん 90人／年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度							
にん ねん 60人／年	にん ねん 75人／年	にん ねん 90人／年							
	<p>・自立生活アシスタント利用者数 (精神障害)</p> <table border="1" data-bbox="520 1237 1092 1410"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 1237 727 1298">れいわ ねんど 令和3年度</th><th data-bbox="727 1237 933 1298">れいわ ねんど 令和4年度</th><th data-bbox="933 1237 1124 1298">れいわ ねんど 令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 1298 727 1410">にん ねん 323人／年</td><td data-bbox="727 1298 933 1410">にん ねん 323人／年</td><td data-bbox="933 1298 1124 1410">にん ねん 323人／年</td></tr> </tbody> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	にん ねん 323人／年	にん ねん 323人／年	にん ねん 323人／年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度							
にん ねん 323人／年	にん ねん 323人／年	にん ねん 323人／年							
	<p>・精神障害者退院サポート事業利用者</p> <table border="1" data-bbox="520 1484 1092 1702"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 1484 727 1545">れいわ ねんど 令和3年度</th><th data-bbox="727 1484 933 1545">れいわ ねんど 令和4年度</th><th data-bbox="933 1484 1124 1545">れいわ ねんど 令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 1545 727 1702">にん ねん 180人／年</td><td data-bbox="727 1545 933 1702">にん ねん 180人／年</td><td data-bbox="933 1545 1124 1702">にん ねん 180人／年</td></tr> </tbody> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	にん ねん 180人／年	にん ねん 180人／年	にん ねん 180人／年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度							
にん ねん 180人／年	にん ねん 180人／年	にん ねん 180人／年							
せいしんしようがいしゃ 精神障害者の 家族支援事業 かぞくしえんじぎょう あ	せいしんしようがいしゃ かぞく てきせつ かんけい たも 精神障害者とその家族が適切な関係を保つ ため、緊急滞在場所を準備するとともに、 家族が精神疾患について理解を深める機会 を提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進						

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
医療的ケア児・者等の支援のための関係機関の協議の場の開催④	医療的ケア児・者等への地域における更なる支援の充実に向けて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会において、課題共有、意見交換、対応策等の検討を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
医療的ケア児・者等支援者養成④新	受入体制の充実を図るため、所属する施設・事業所等において、医療的ケア児・者等の受け入れを積極的に行えるよう、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
メディカルショートステイ事業④	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の整備 福	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施
・地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数 福新	1回	1回	1回
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 福新	かい 3回(市域) 定期(区域)	かい 3回(市域) 定期(区域)	かい 3回(市域) 定期(区域)
・保健、医療及び福祉関係者による目標設定及び評価の実施回数 福新	かい 1回	かい 1回	かい 1回

指標名 しひょうめい	令和3年度 れいわ ねんど	令和4年度 れいわ ねんど	令和5年度 れいわ ねんど
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センター及び発達 しょうがいしゃちいきしえん 障害者地域支援マネジャーの関係 きかんじょげんけんすう 機関への助言件数 (学齢後期障害児 しえんじきょうぶんのぞ 支援事業分を除く) 福	1,000件 けん	1,000件 けん	1,000件 けん
きょたくかいご 居宅介護 (／年) 福	127,601 じかんぶん 時間分	129,642 じかんぶん 時間分	131,716 じかんぶん 時間分
	にん 8,070人	にん 8,417人	にん 8,778人
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 (／年) 福	89,044 じかんぶん 時間分	99,640 じかんぶん 時間分	111,497 じかんぶん 時間分
	にん 544人	にん 613人	にん 691人
どうこうえんご 同行援護 (／年) 福	16,360 じかんぶん 時間分	17,112 じかんぶん 時間分	17,899 じかんぶん 時間分
	にん 856人	にん 894人	にん 934人
こうどうえんご 行動援護 (／年) 福	13,544 じかんぶん 時間分	15,792 じかんぶん 時間分	18,413 じかんぶん 時間分
	にん 855人	にん 1,072人	にん 1,344人
たんきにゅうしょふくしがた 短期入所 (福祉型) (／月) 福	にんぶん 1,100人分	にんぶん 1,120人分	にんぶん 1,140人分
	にんにち 5,500人日	にんにち 5,600人日	にんにち 5,700人日
たんきにゅうしょいりょうがた 短期入所 (医療型) (／月) 福	にんぶん 400人分	にんぶん 410人分	にんぶん 420人分
	にんにち 2,000人日	にんにち 2,050人日	にんにち 2,100人日
にっちゅういちじしえん 日中一時支援 (／月) 福	にんぶん 240人分	にんぶん 240人分	にんぶん 240人分
	かい 800回	かい 800回	かい 800回

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付・貸与（／年） 福	86,000件	86,000件	86,000件
地域移行支援（／年） 福	120人分	132人分	144人分
地域定着支援（／年） 福	600人分	720人分	840人分
精神障害者退院サポート事業 （／年） じぎょう	180人	180人	180人

トピック 「行動障害のある人への支援」

横浜市では、行動障害のある人が身近な地域の中で安心して生活できる仕組みづくりのため、横浜市障害者施策推進協議会の部会の中で、障害のある人の家族や外部有識者などによる検討を行って方向性を定め、様々な施策を実現・推進してきました。

平成28年度から、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、行動障害に係る支援力向上を図るための「強度行動障害支援力向上研修」を開催しています。この研修は、市内法人が協働し「オール横浜市」として実施しています。

また平成28年度から、発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所等を訪問して、行動障害・発達障害に関する支援者がより良い支援を提供するためのアセスメントや助言を実施しています。

今後、こうした取組を継続的に実施するとともに、行動障害のある人の地域移行や地域生活を支える仕組みづくりについて、更に検討を進めていきます。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃ 障害者 じりせいかつ 自立生活 アシスタント Ⓐ	ちいき たんしんとう せいかつ しょうがいしゃ たい 地域で単身等で生活する障害者に対して、 じりせいかつ じょせん せいかつ ふ 自立生活アシスタントが、その障害特性を踏 ぐたいてき せいかつばめん しゃかいてきおうりょく まえて、具体的な生活場面での社会適応力を たか じょげん ちゅうしん しえん おこな くに 高める助言を中心とした支援を行います。國 じっしげん かんけい せいり すいしん の実施事業との関係を整理しながら推進して いきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうけんできしえんせいで 後見的支援制度 Ⓐ	しょうがいしゃほんにん かぞく よそ ばくぜん 障害者本人や家族に寄り添い、漠然とした しょうらい ふあん なや いっしょ かんが おや 将来の不安や悩みと一緒に考え、親なきあと あんしん く ちいき みまも も安心して暮らすことができる地域での見守 たいせい こうちく り体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうひしゃきょういく 消費者教育 じぎょう 事業 ⓐ	しょうがいしゃ かぞくおよ しえんしゃ しょうひん 障害者、家族及び支援者が、商品・サービス りょうおよ けいやく かか とう まな の利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶこ とにより、安心した日常生活を送れるよう、 いしきけいはつ はか 意識啓発を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
じりせいのかつえんじょ 自立生活援助 福	にんぶん 80人分	にんぶん 100人分	にんぶん 120人分
じりせいかつ 自立生活アシスタント ⓐ	にんぶん 690人分	にんぶん 690人分	にんぶん 690人分

1-3 移動支援

現状と施策の方向性

アンケート調査では、「日常の生活に介助が必要」とした人のうち50パーセント以上の人が、外出する際に介助が必要だと回答しています。外出の際のニーズは以前から高く、横浜市でも障害のある人の移動を支える制度を拡充してきました。本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制として設置した移動情報センターは、平成29年度から全区で展開しています。また、グループインタビューなどでは、日常生活を送る上で必要不可欠な外出に限らず、趣味や余暇、観光など様々な外出について移動支援を求める声がありました。

このような多様なニーズに応えるためには、移動時の付き添い支援、経済的負担の軽減

など、障害のある人に合わせた適切な支援を行なう必要があります。地域の窓口となる移動情報センターの運営推進やガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、移動支援の充実に向けた取組を進めていきます。

とりくみ 取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
移動情報センター運営等事業の推進 ④	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行なう移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	相談件数 3,300件	相談件数 3,600件
【再掲】ガイドヘルパー等研修受講料助成 ④	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】ガイドヘルパースキルアップ研修 ④	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
難病患者外出支援サービス事業	一般の交通機関を利用して外出に困難を伴う、車いす等を利用する難病患者に福祉車両による送迎サービスを提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進
在宅重症患者外出支援事業	車いすによる移動が困難でストレッチャ一対応車を使用せざるを得ない難病患者が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車を利用した場合に、その移送費の一部を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
福祉有償移動サービス事業	移動に介助が必要な身体障害者等を対象に、登録されたNPO法人等による、自家用自動車を利用した移動サービスを促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
重度障害者等への移動支援事業 の拡充 <small>新</small>	公共交通機関での外出が困難な重度障害者等に対して、移動支援事業の拡充を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業 (移動介護・通学通所支援) <small>福</small>	781,554 時間分	797,185 時間分	813,128 時間分
	6,479人分	6,673人分	6,873人分

1-4 まちづくり

現状と施策の方向性

これまでの取組によって、公共施設やターミナル駅などにおけるハード面の整備状況については、グループインタビューでも高い評価を得ることができました。一方で、公共交通機関の施設や、公共施設などから離れた地域は、バリアフリーが進んでいないという声もありました。こうした意見の中には、建物や設備のことだけでなく、障害理解などのソフト面の取組が進んでいないといった指摘も含まれています。

こうした意見を踏まえ、障害のある人もない人も過ごしやすいまちづくりを推進するためには、これまで取り組んできた以上に、福祉や交通、建築など様々な分野で、市民・事業者・行政などの多様な主体が、更なる連携を図ってバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を知った上で、誰もが支え合う地域共生社会をつくるという意識を持つことが重要です。

そこで、施策として、市民・事業者・行政などが協力して、誰もが安全に安心してまちを移動し、様々な施設を利用できるよう、ハードとソフト（環境の整備や福祉教育など）に一体的に取り組み、福祉のまちづくりを更に推進していきます。

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	目標
ふくし 福祉のまちづくり推進事業 <small>すいしんじぎょう</small>	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハードとソフト（環境整備や福祉教育など）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうきょうこうつうきかん 公共交通機関の バリアフリー化 <small>か</small>	誰もが移動しやすい環境整備の一環として、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノンステップバスの導入促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
バリアフリーの すいしん 推進 ・バリアフリー基 本構想の検討・ <small>さくせい</small> 作成	バリアフリー法に基づき、駅周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー整備を推進するため、区ごとにバリアフリー基本構想を作成します。 ・策定済み地区の見直しや、未策定地区の新規作成等	すいしん 推進	すいしん 推進
・バリアフリー歩 こうくうかん 行空間の整備 <small>せいび</small>	駅周辺のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリアフリー化を、引き続き、進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
よこはましこうきょう 横浜市公共サイ ンガイドライン <small>うんようすいしん</small> の運用推進	公的機関により設置される歩行者用案内・誘導サインの規格や表示内容等の統一を図るためのガイドラインの運用を推進します。また、公共サインの掲載基準等について必要に応じて見直しを検討し、より歩行者に分かりやすいサイン整備を進めていきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
エレベーター せっちじぎょう 設置事業 <small>せいび</small>	エレベーターの整備など、学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進

せいかつ ばめん あんぜん あんしん 生活の場面2 安全・安心

ちょうさ しょうらい ふあん かん
アンケート調査では、将来に不安を感じることとして「健康や体力が保てるかどうか」
か」ということが最も多く挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や
ろうご おお かだい かんが
老後のことが大きな課題であると考えられます。そこで、障害のある人もない人も誰も
が健康づくりに取り組みやすくなる施策を検討し、地域で安心して暮らせるよう、一人ひ
ひとりその人なりの健康づくりを支えていきます。さらに、医療従事者が障害理解を深め
ることなどにより必要な時に適切な医療を受けられる環境を充実させていきます。

ちいき あんぜん く ぼうさい げんさい かんてん か しゅべつ
また、地域で安全に暮らすためには、防災・減災の観点も欠かせません。障害の種別
やあるなしにかかわらず地域で支え合い、助け合うことができるような関係づくりが必要
です。そのため、障害特性に応じた情報提供や、防災訓練などを通した地域への障害
の理解啓発を進め、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応す
ることが求められています。

2-1 健康・医療

現状と施策の方向性

こんご しょうがいしゃじしん こうれいか じゅうどか さら すす よそく なか しょうがい じゅうどか かんわ
今後、障害者自身の高齢化・重度化も更に進むと予測される中、障害の重度化の緩和、
せいかつしゅうかんびよう よぼうおよ がっふいしよう じゅうしよう か よぼう ちいき なか く づづ うえ
生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていく上で
ひじょう じゅうよう ちょうさ はんすう ひと けんこう いりょう ひつよう
非常に重要です。アンケート調査では、およそ半数の人が、健康・医療について必要なこ
ととして「十分な睡眠と栄養」、「適度な運動」と回答しています。これは、第3期プラン
とく せいかつしゅうかんびようよぼう ふきゅうけいはつ せいが で かんが
で取り組んできた生活習慣病予防などの普及啓発の成果が出ているとも考えられます。
いっぽう うんどう かいどう ひと はんすう こ けんこう かいごよぼう
一方、「運動はしていない」と回答した人は半数を超えていました。健康づくり・介護予防な
どにどのように取り組めばよいのか、伝えきれていないのが現状だといえます。

じゅしん ひつよう いりょうきかん じゅしん かんきょう じゅうよう
また、受診が必要になったとき、医療機関で受診しやすい環境も重要です。グループ
インタビューでも、ちょっとした体調不良や歯科検診などは、自身の障害についてよく
わ きんりん いりょうきかん じゅしん いけん き しょうがい せんもん
分かっている近隣の医療機関で受診したいという意見が聞かれました。障害を専門とする
いりょうきかん しょうがい りかい たいおう いりょうきかん ふ すみ たいおう いりょう
医療機関だけではなく、障害のことをよく理解して対応ができる医療機関が増えしていくこ
とは、障害のある人にとっての安心になります。いざというとき速やかに対応できる医療
かんきょう との あわ ふきゅうけいはつ けんしゅう いりょうじゅうじしゃ たい しょうがい
環境を整えることと併せ、普及啓発や研修など、医療従事者に対して障害のことをよ
り深く知ってもらうことにも引き続き取り組んでいく必要があります。

ほこうせい しさく てんかい
そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害者の健康づくりの推進

運動、歯・口腔や食生活など健康増進の基本要素となる分野について、障害者団体とも協力しながら、健康増進計画と連動させて検討・推進します。また、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。

(2) 医療環境の充実

障害のある人に適切な医療を提供できるよう、難病患者や医療的ケア児・者等への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修などを通じて、医療環境の充実に努めます。

また、精神科救急医療について、土曜日・日曜日・祝日などの、病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、体制を充実させるよう努めます。

取り組み

(1) 障害者の健康づくりの推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者へのスポーツを通じた健・体力作り支援	障害特性を理解した障害者スポーツ文化センターのスタッフ等が、障害者が体力づくりや余暇活動を身近な場所で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境整備を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】障害福祉施設職員等への支援 新	障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

トピック 「医療的ケア児・者等への支援」

医療技術の進歩を背景として、病院を退院後、人工呼吸器や胃ろう、吸引などの医療的ケアを日常的に受けながら在宅で生活をされている人（以下「医療的ケア児・者」という。）が増えています。

医療的ケア児・者の家族には、夜中も人工呼吸器の管理や痰の吸引などが必要なために長い時間は眠れなかったり、介護や見守りのために時間的な制約があったりして、大きな負担がかかっている人が多くいます。

また、医療や福祉などで必要とするサービスも専門的なものが多いことから、調整役を務められる人が少ないため、家族が自分で調整することを強いられています。情報が少ない中で、なかなか適切なサービスが見つからないことが課題となっています。

加えて、風邪や予防接種などのときに近所で受診しようとしても受診できるクリニックが見つかなくなったり、希望どおり医療的ケア児・者に対応できるサービスや施設が少なかつたりすることも課題です。こうした課題は、日常的な医療的ケアのない重症心身障害児・者についても同様です。

そこで、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者が地域で生活するのに必要な医療・福祉・教育などの支援を総合的に調整する体制をつくり、サービス利用を充実させようと「医療的ケア児・者等支援促進事業」を実施しています。ここで「等」とあるのは、医療的ケア児・者と同じ課題がある重症心身障害児・者を含む幅広い意味合いがあります。

現在取り組んでいることは、

- 1 医療的ケア児・者や重症心身障害児・者とその家族、地域の支援者や関係機関とのつなぎ役として必要な支援を総合的に調整する「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」の養成・配置
- 2 施設・事業所などで積極的に支援を行うため必要な知識・技術の普及・啓発を行う「横浜型医療的ケア児・者等支援者」の養成
- 3 医療・福祉・教育等の関係機関が一堂に会して、地域での支援の充実に向けて議論する「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」の開催
- 4 医療的ケア児・者、重症心身障害児・者や地域の施設・事業所などの実態を継続的に把握する仕組みづくり

の4つです。

この取組により、地域の支援者や関係機関とのネットワークをつくり、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者とその家族が安心して生活ができるようにしていきます。

(2) 医療環境の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
難病患者一時入院事業	医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。	すいしん 推進	すいしん 推進
歯科保健医療推進事業 (心身障害児・者歯科診療)	通常の歯科診療では対応が困難な心身障害児・者に対する歯科治療の確保を引き続き図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】メディカルショートステイ事業 ②	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
難病患者在宅療養計画策定・評価事業	在宅難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、関係者が合同でサービス内容を検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
医療機関連携事業 ②	障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。	すいしん 推進	すいしん 推進
重度神経難病患者在宅支援システムの構築	発病から数年で急速に進行する神経難病患者に対する在宅支援システムを、専門医療機関・在宅リハビリテーション等の保健・医療関係者と障害福祉サービス事業等との連携により、構築します。 ・ALS患者に加え、筋ジストロフィー症患者のライフステージに合わせた生活障害支援を目的に、在宅リハビリテーションを活用する流れを構築します。	こうちく 構築	こうちく 構築

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
在宅療養児の 地域生活を支え るネットワーク 連絡会	障害児・者の医療（入院・在宅）に関わる医療関係者を中心に、福祉・教育関係者を対象として、在宅支援に必要な情報交換や人的交流を通じて、障害理解を促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
重症心身障害 児・者の在宅生活 を支えるための 支援体制の充実	重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための医療体制をはじめとする検討を行い、支援体制の充実を図ります。	けんとう 検討	すいしん 推進
重度障害者等 入院時コミュニケーション支援 事業 ④	入院先医療機関の医師・看護師等との意思疎通が十分に図れない障害児・者を対象に、入院先にコミュニケーション支援員を派遣します。	すいしん 推進	すいしん 推進
健康ノート	障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用できる「健康ノート」について、入手しやすくなるよう検討し、より活用できるようにします。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】医療従事者研修事業④	疾病や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】障害福祉施設等で働く看護師の支援 ④	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、確保の方策について検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
精神科救急医療対策事業	精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで、早急に適切な精神科医療を必要とする場合に、精神保健福祉法に基づく診察や病院の紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保すること等により、引き続き救急患者の円滑な医療及び保護を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
精神疾患を合併する身体救急患者の救急医療体制整備事業	精神疾患を合併する身体救急患者を適切な医療機関へ円滑に搬送できるよう、救急医療体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進

2-2 防災・減災

現状と施策の方向性

横浜市では、災害発生時に要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの取組を支援する災害時要援護者支援事業などを推進してきました。その成果として、災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は毎年高まっています。

また、アンケート調査でも、およそ半数の人が「自分の避難先を確認している」、「災害時の水や食料を準備している」と答えています。一方で、現在の避難所へ辿り着くことができるか、避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごしていくか、自分の障害のことを理解してもらえるかなどの不安を持っている人は4割以上に上りました。

障害特性に応じた情報提供や、障害のある人も参加した地域防災拠点での訓練の実施など、災害に備えた自助・共助の取組は継続して推進する必要があります。

行政として、障害のある人や関係機関に対し、災害に向けた準備や避難行動について日頃から啓発を行うとともに、防災訓練などを通じて障害のある人が日頃から困っていることや一人ひとりに必要な支援について地域に理解していただくなど、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応できるよう検討していきます。

また、感染症などの大流行が発生したときでも必要な障害福祉サービスを提供することができるよう備えておくことも重要です。平常時にそれぞれの事業所などがどう備え、また緊急時にどのような支援を必要とするのか検討と準備を進めます。

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
災害時要援護者支援事業	災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿や避難支援に必要な情報を地域に提供し、日頃からの地域における自主的な支え合いの取組を支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害者・支援者による災害時等の障害理解促進	セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）や関係機関等と連携し、各区で実施される地域防災拠点訓練等で障害者理解を促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
災害時等の自助力向上に向けたツールの作成及び普及・啓発 新	風水害を含めた災害時に備え、自助力の向上のためのツールの検討・作成と、本市ウェブサイト等を活用した普及・啓発を行っていきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
災害時における自助・共助の情報共有の推進 新	横浜市障害者施策推進協議会や各団体の会議体にて、災害時における自助・共助について情報共有を行います。	じっし 実施	じっし 実施
障害種別応急備蓄物資連携事業	障害特性に応じた応急備蓄物資について、引き続き保管できるよう、普及・啓発を実施します。	じっし 実施	じっし 実施
障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供等継続支援 新	障害福祉サービス事業所等に対して、平常時から、感染症の流行に備え、衛生物品等の備蓄、事業継続計画の策定など必要な準備について、普及啓発を行います。また、緊急時にはサービス提供等の継続に向けた支援を行います。	けんどう 検討 ・ すいしん 推進	すいしん 推進

トピック 「セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）の活動」

「セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）」とは、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関による組織です。障害のある人やその家族が主体となって、自分たちのできることから活動することを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていくよう、活動しています。

■ 「コミュニケーションボード・カード」の活用促進

文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を指さすることで、意思を伝えやすくする「コミュニケーションボード・カード」を作成し、普及啓発を行っています。

※ これまでに作成した「お店用」、「救急用」、「災害用」のボードやカードについては、次のURLから自由にダウンロードして使えます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/cboard.html>

■ 出前講座の実施

障害のある人や家族、支援者が、地域の人たちと災害時の備えと一緒に取り組めるような関係を作っていくために、「避難場所での自閉症や知的障害のある人への支援」などをテーマとした講座を行っています。

■ 「黄色と緑のバンダナ」の取組の推進

災害時、配慮が必要であることが分かりにくい障害のある人も、必要な支援を受けることができるよう「配慮が必要な人は【黄色】」、「支援ができる人は【緑色】」のものを身に着けようという取組を進めています。

せいかつ ばめん はぐく まな 生活の場面3 育む・学ぶ

しょうがい こ そだ ささ はったつだんかい おう てきせつ
障害のある子どもも、子どもとしての育ちを支えるとともに、発達段階に応じた適切
な支援が必要です。

よこはまし しょうがい こ かぞく しょん しょうがい そ う きはっけん そ う き
横浜市では、障害のある子どもとその家族を支援するため、障害の早期発見・早期
りょういく し く すす ちいきりょういく きのう じゅうじつ はか りょういく
療育の仕組みづくりを進め、地域療育センターの機能の充実を図るとともに、療育と
きょういく れんけい とく く
教育の連携に取り組んできました。

さっこん よこはまし とうけい こ じんこう げんしょうけいこう なか しょうがい こ
昨今、横浜市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子ど
ぞうか いっぽう ほいくしょ ようちえん しょうがい こ せっしょくとく うけい
もは増加しています。一方で、保育所や幼稚園では障害のある子どもの積極的な受入れ
すす しょうがい じつうしょしえんじぎょうしょ ぞうか しょうがい こ とま
が進むとともに、障害児通所支援事業所が増加するなど、障害のある子どもを取り巻く
かんきょう おお へんか
環境は大きく変化しています。

ひ づ しょうがい じ かか きかん れんけい しょうがい こ せいかつ ばめん
引き続き、障害児に関する機関が連携し、障害のある子どもがそれぞれの生活の場面
こま しょん う ひつよう
で、きめ細かな支援が受けられることが必要です。

きょういく ば すべ こ いっかん てきせつ し ど う しょん う ひつよう ごうりてきはいりよ
教育の場では、全ての子どもが一貫して適切な指導・支援を受け、必要な合理的配慮
ていきょう たいせつ すべ きょうしょくいん とくべつしょんきょういく たい りかい
が提供されることが大切です。そのため、全ての教職員が特別支援教育に対して理解
ふか こうないしょんたいせい じゅうじつ ひつよう
を深め、校内支援体制を充実させていくことが必要になります。

りょういく ほいく きょういく しゅうろうしえんどう れんけい き め いっかん しょん
そして、「療育、保育、教育、就労支援等の連携による切れ目のない一貫した支援が
たよ う にんげんかんけい はぐく しゃかいせいかつ けいけん つ してん しさく
多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことにつながる」という視点で、施策を
てんかい ひつよう
展開する必要があります。

3-1 療育

現状と施策の方向性

きんねん しょうがい こ ぞうか なか とく けいど ちてき しょうがいじ ちてき おく
近年、障害のある子どもが増加している中でも、特に軽度の知的障害児や知的に遅れの
はったつしょうがいじ ぞうか けんちよ なか とく けいど ちてき しょうがいじ ちてき おく
ない発達障害児の増加が顕著になっています。

ちいきりょういく こ こ こ こ わ へだ そだ まな りねん
地域療育センターにおいても利用希望者の増加だけでなく障害の重度化やニーズの
たよ う か たいおう あら りょういく し く こうちく もと
多様化に対応するため、新たな療育の仕組みを構築していくことが求められています。

しょうがい こ こ こ こ わ へだ そだ まな りねん
また、障害のある子どももない子どもも分け隔てなく、ともに育ち、学ぶという理念の
しんとう ほ ご し ゃ しゅうろう へんか えいきょう ほ いくしょ よう ちえん
浸透や、保護者の就労をはじめとしたライフスタイルの変化の影響で、保育所や幼稚園
かよ しょうがいじ ぞうか ほか じ ど う は た つ し エン じ ぎ う ょ う し ょ ほ う か ご と う
に通う障害児が増加しています。他にも児童発達支援事業所や放課後等デイサービス
じぎょうしょ ぞうか しょうがい こ こ り よ う は た つ し エン じ ぎ う ょ う し ょ ほ う か ご と う
事業所が増加し、障害のある子どもが利用できるサービスも拡充しています。

がくれいこ う き ちゅうがくせい こ う こ う せ い ね ん だ い は た つ し ショウ が い じ か ん そ う だ ん け ン す う と う ぞ う か
さらに、学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害に関する相談件数等も増加
し ん た い せ い じ ゆ う じ つ ひ つ よ う
しており、支援体制の充実が必要です。

しょうがいじ か ぞ く さ ま ざ ま て き か く こ た ち い き せ い か つ さ さ しょ う が い じ
障害児やその家族の様々なニーズに的確に応え、地域での生活を支えるため、障害児を
と ま か ん き う へ ん か あ し ん た い せ い み な お お こ な き か ん
取り巻く環境の変化に合わせ、支援体制の見直しを行うとともに、それぞれの機関がサ

ービスの質の向上に取り組み、これまで以上に各機関が連携して支援に取り組む必要があります。

そこで3つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

0歳から小学校期までの障害がある子どもやその保護者等に、相談から評価及び療育までの一貫した支援を行います。

相談の初期段階から、地域療育センターの持つ知識や経験に基づく適切な評価、療育計画の作成及び支援を行います。また、保育所や幼稚園等と地域療育センターを併用する障害児が増加していることから、並行通園を前提とした集団療育、保育所や幼稚園への支援を充実させます。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

地域療育センター等と保育所、幼稚園及び自主的な活動である地域訓練会との連携により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

国の考え方に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備や保護者に対する支援に取り組みます。

障害児相談支援事業所を増やし、希望する全ての人が障害児相談支援を受けられる体制をつくることにより、障害児が将来望む暮らしを実現するために、必要なサービスを継続的に選択することができる相談支援体制を目指します。

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごしながら療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブなど、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えるための相談支援体制を拡充します。

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
地域療育センター運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所、幼稚園及び学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援 (受給者数/月、延べ利用日数/年) 呪	600人 4,800人日	650人 5,200人日	700人 5,600人日
児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 のりようにつすうねん 延べ利用日数/年) 呪	190か所 3,800人 297,000 にんにち 人日	200か所 4,000人 314,900 にんにち 人日	210か所 4,000人 327,500 にんにち 人日
児童発達支援のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所 (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 のりようにつすうねん 延べ利用日数/年) 呪	5か所 25人 1,500人日	6か所 30人 1,800人日	7か所 35人 2,100人日
医療型児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 のりようにつすうねん 延べ利用日数/年) 呪	9か所 185人 18,000人日	9か所 185人 18,000人日	9か所 185人 18,000人日
居宅訪問型児童発達支援 (事業所数/年、受給者数/月、 のりようにつすうねん 延べ利用日数/年) 呪	1か所 30人 60人日	1か所 30人 60人日	1か所 30人 60人日

(2) 切れ目のない支援体制の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
地域訓練会運営 費助成事業	障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会の運営費を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ペアレントトレーニング実施者の養成	子ども本人への支援と合わせて重要である保護者への支援として、主に障害児通所支援事業所等において、職員に対しペアレントトレーニング実施者養成研修を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談 (事業所数/年、受給者数(学齢)/月、受給者数(未就学)/年)	135か所 がくせい 学齢 6,600人	147か所 がくせい 学齢 7,275人	160か所 がくせい 学齢 8,025人
ペアレントトレーニング実施者養成 研修	2,850人	3,000人	3,150人
児新(事業所数/年)	15か所	30か所	30か所

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
学齢後期障害児支援事業	学齢後期(中学生・高校生年代)の発達障害児等が安定した成人期を迎えられるよう、児童や家族等からの相談に専門的な指導、助言を行います。 また、関係機関と連携し、発達障害に起因する問題の解決に向けた支援を行います。	4か所	4か所

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等（保育所、放課後児童健全育成事業所等）における障害児の受入れ体制の整備（児）	すいしん 推進	すいしん 推進	すいしん 推進
放課後等デイサービス事業（事業所数/年、受給者数/月、延べ利用日数/年）（児）	410か所 8,800人 1,128,000 にんにち 人日	460か所 9,700人 1,274,700 にんにち 人日	510か所 10,700人 1,440,500 にんにち 人日
放課後等デイサービス事業のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所（事業所数/年、受給者数/月、延べ利用日数/年）（児）	22か所 396人 31,680人日	23か所 414人 33,120人日	24か所 432人 34,560人日
放課後等デイサービス事業のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所のある区の割合（児新（/年））	100 %	100 %	100 %
発達障害者支援センターによる相談件数（学齢後期障害児支援事業分）（延べ相談件数/年）（児）	6,000件	6,000件	7,200件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発（学齢後期障害児支援事業分）（件数/年）（児）	25件	25件	30件

3-2 教育

現状と施策の方向性

一般学級に在籍し特別な指導や支援を必要とする子どものための通級指導教室及び個別支援学級の在籍児童数はこの10年間で1.7倍になっており、特別な支援が必要な子どもが増えています。また、特別支援学校では障害の多様化・重度化・重複化への対応が求められています。

障害の状態や特性などが異なる子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な指導・支援を充実させていくには、教職員が特別支援教育に対して理解を深め、専門性を

向上させることが不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

また、グループインタビューなどでは、学齢期の支援だけでなく、療育から教育、教育から就労といったライフステージの継ぎ目の部分で、切れ目のない一貫した支援を行うことを求める声が挙げられました。

こういった現状を踏まえ、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施や、保育・療育機関と就学先の情報の共有化など、引き続き、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。

(2) 教育環境・教育活動の充実

第3期横浜市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。

(3) 教育から就労への支援

特別支援学校等と就労支援機関の連携をより一層強化し、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

取組

(1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

事業名	事業内容	中間期目標	目標
横浜型センター的機能の充実	地域療育センターや特別支援学校、通級指導教室等の担当者が、小・中学校や児童生徒、保護者からの相談に対応するなど、特別な支援が必要な児童生徒を支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進
就学説明会	特別支援教育を希望する幼児の就学に関する説明会を開催します。	すいしん 推進	すいしん 推進
就学・教育相談の体制強化	一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、迅速で適正な就学・教育相談を行うために関係機関が相互に連携しながら、就学前から卒業後までを見通した相談体制の強化を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
保護者教室 開催事業	横浜市立小・中学校、特別支援学校の保護者を対象とした障害に対する正しい知識の啓発を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
私立幼稚園等 特別支援教育費 補助事業	私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。	すいしん 推進	すいしん 推進

(2) 教育環境・教育活動の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
ICTを活用した教育環境の充実 新	個々の児童生徒の障害の状況を十分に踏まえ、学習上、生活上の様々な困難に対し、ICTを活用した指導や支援を充実させるとともに、緊急時におけるオンラインでの学習保障や動画コンテンツ配信などについて、検討、実施します。	じっし 実施	すいしん 推進
障害特性に応じた教育の充実	個別支援学級に加えて、一般学級においても、特別な支援を要する児童生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、ケーススタディを重視した研修を充実させます。全ての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援が行えるよう専門性の向上を図ります。 また、小・中学校の教員が特別支援学校教諭免許状を取得するための受講料助成事業を新たに実施します。	じっし 実施	じっし 実施

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
特別支援教育コーディネーターの機能強化とスキルアップ	とくべつしえんきょういく 特別支援教育コーディネーター養成研修 を受講して活動している特別支援教育コーディネーター(教員)を対象に、更なるスキルアップを目指して、事例研究などをを中心とした研修を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、専門的な資質を高めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
特別支援教育支援員事業	小・中・義務教育学校で障害により学習面、生活面や安全面への配慮等が必要な児童生徒に特別支援教育支援員を配置し、校内支援体制の充実を図ります。	はいち 配置	はいち 配置
聴覚障害児支援事業	小・中・義務教育学校に在籍する聴覚障害のある児童生徒にノートテイクによる情報の保障を実施します。	じっし 実施	じっし 実施
巡回型指導の実施による通級指導の充実	児童生徒の在籍校を巡回して指導を行う「協働型巡回型指導」を実施します。通級指導の担当教員が在籍校を訪問し、児童生徒の指導や授業参観を行うとともに、学級担任等と日常的に情報を共有するなど、協働して学校生活を支援します。	じっし 実施	じっし 実施
医療的ケア体制の充実	小・中・義務教育学校や特別支援学校における医療的ケアの実施体制を充実させます。 特別支援学校においては、人工呼吸器等高度な医療的ケアにも対応できるよう、体制の強化を図ります。	せいび 整備	せいび 整備
特別支援学校の充実	在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・重複化を踏まえ、教育課程の充実、施設設備の改修や、福祉車両の活用など通学支援の新たな方策の検討・試行など教育環境の充実に取り組みます。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
重度訪問介護 利用者の大学 修学支援事業 新	重度訪問介護を利用する重度障害者が大學で修学するための支援を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

(3) 教育から就労への支援

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
特別支援学校 就労支援事業	障害者就労支援センター等関係機関と連携しながら、生徒の就労を支援します。 また、実習先開拓や職場定着支援のため、高等特別支援学校（若葉台特別支援学校知的障害教育部門を含む）に就労支援指導員を配置します。	すいしん 推進	すいしん 推進
特別支援学校進路担当間の連携強化	市立特別支援学校の進路担当者が障害種別を超えて定期的に情報交換や事例研究を行い、幅広い進路選択に対応できるよう連携を強化します。	すいしん 推進	すいしん 推進

生活の場面4 働く・楽しむ

障害のあるなしにかかわらず、「働くこと」は、自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。企業での障害者雇用が進み、社会状況の変化に合わせて、多くの業種や短時間での雇用など、働き方の選択肢は広がっています。また、障害福祉サービス事業所等での仕事は、働く人の得意分野を生かせる、様々な内容に変わってきています。

ライフステージの変化などに合わせて、どこで何をして働くか、どう働き続けるかは人それぞれ違ってきます。「働きたい」、「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障害者就労についての理解を深めていく必要があります。

また、充実した生活を過ごすには、日中活動やスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境も大切です。文化芸術を創造し、享受することは、自己実現や生活の質の向上につながることから、身近な場所での様々な機会や場の創出に取り組みます。好きな活動などを通じて、障害のある人とない人が住む地域や通う地域でのふれあいを望む声も、アンケート調査などから読み取れます。一人ひとりが自分のやりたいことなどに取り組むことができ、それが余暇活動になり、生きがいにつながっていくよう、機会や場の充実に取り組みます。

4-1 就労

現状と施策の方向性

第4期プランを策定するために実施した当事者ワーキンググループに参加した中学生が「なれる職業より、なりたい職業に就きたい」という思いを伝えてくれました。働くことは「自らの意思により自分らしく生きる」ことを実現させる、大切な要素の一つなのです。

近年、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。平成30年4月の精神障害者雇用義務化などの法改正等を背景に、働く障害者の数は年々増加しています。雇用者数の増加だけでなく、平成27年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）の目標の中に、障害者を含む全ての人に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」が掲げられるなど、「どんな仕事をして暮らしていくのか」ということも、今後ますます重要なってきます。

アンケート調査では、全体の約29パーセントの人が企業などで働く「一般就労」をしています。働いていない人でも、回答者の約39パーセントの人が就労意向を持つなど、

多くの人が一般就労を目指す傾向にあります。さらに、現在働いている人のうち約78パーセントの人は何らかの形で働き続けたいと考えており、ライフステージの変化等に応じた、障害福祉サービス等での就労の場も重要です。

就労の支援はもちろん、就労後も、企業の障害理解の促進など安心して働き続けるための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

また、多様な働き方が広がっている障害者就労について、企業、市民の方の理解を深めるため、様々な機会を設けていく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がりを踏まえた企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら障害者の就労を支えます。

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

障害福祉サービス等で働く人それぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づく行政機関の優先調達、民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、様々な発注ニーズに対応できるよう事業所のスキルを高めるなど、受発注双方の底上げを行うことで工賃の向上を図ります。

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や民間企業に向けて、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。

とりくみ 取組

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	もくひょう 目標
就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築	障害者の就労を支える関係機関（特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等）との連携・協力体制を構築します。就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑に進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
【再掲】就労支援センター職員の人材育成	多様な就労ニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】就労促進を目的とした事業所職員向け研修	障害者雇用を行っている企業での「就業体験」の研修を通じて、事業所職員の就労支援スキルの向上、就労に向けた意識付けにつなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進
雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等への就労支援（重度障害者等就労支援特別事業）新	法定サービスでの対象外となっている重度障害者の経済活動時間中の支援を雇用施策と福祉施策が連携して行う制度を検討し、実施します。	けんとう 検討 ・ じっし 実施	けんとう 検討 ・ じっし 実施

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数	460人	498人	536人
就労移行支援事業の利用者数	1,476人分	1,547人分	1,617人分
就労移行支援の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	34.2 %	42.1 %	50.0 %
就労定着支援利用者数	1,070人	1,190人	1,397人

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
共同受注センター等による受注促進	企業・行政機関から、事業所の特性を生かした幅広い仕事の受注ができるよう、コーディネートを行います。市内イベント等への出店や自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
事業所の受注スキルの向上 <small>新</small>	発注者側のニーズに応えられる商品の開発や作業の受注ができるよう、研修会やモデルケースとなる事例検討などを実施し、事業所の受注スキルの向上を図り、多くの受注につなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進
優先調達の推進	横浜市役所からの事業所への優先的な発注を更に推進します。また、府内LANなどを活用し、区局等の発注事例を広く周知し、新たな発注につなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者就労に関する市民啓発	シンポジウムの開催等を通じ、様々な分野で働く障害者や障害者雇用を進めている企業の「生の声」を伝え、障害者就労に対する理解・関心を高めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害者雇用に関する企業啓発	障害者雇用を検討している企業に向けて、雇用に関するセミナー等を実施し、合理的配慮の必要性など企業内での障害理解の促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
ふれあいショッ プ等を活用した 障害者就労に 関する理解促進 （新）	あら 新たに開業する J R 関内駅北口高架下の 就労啓発施設及び市庁舎内のふれあいシ ョップをはじめ、既存のふれあいショップ 等の運営を通じて、就労に関する理解の 促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

4-2 日中活動

現状と施策の方向性

障害のある人が日々の生活を充実したものにする上で、日中活動場所の拡充が求められています。本人の希望やその人の状態に合った場所を選べるようにするために、専門的な支援ができるか、地域ごとにばらつきが生じていないかなども考慮し、各事業所がそれぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みをつくっていくことが必要です。

また、障害福祉サービスとしての日中活動だけではなく、自分が住んでいる地域や日中活動場所に通う地域などで、障害のある人もない人も交流し、地域とのつながりを深めていくことで、互いにとって更に充実した生活になっていくと考えられます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

障害のある人が希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、日中活動場所の選択肢の充実を進めています。

(2) 地域でのつながりと広がりの促進

障害のある人が住んでいる地域や日中活動場所がある地域で、様々な地域行事や施設のイベント等を通して、障害のない人と一緒に活動したりすることで、障害のある人もない人も地域でつながり、暮らしやすい地域をともにつくっていきます。

とりくみ
取組

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護（／月） 福	7,732人分 128,853人日	7,982人分 133,022人日	8,232人分 137,192人日
	42人分 826人日	42人分 826人日	42人分 826人日
自立訓練（機能訓練）（／月） 福	359人分 5,812人日	376人分 6,088人日	393人分 6,363人日
	1,476人分 25,099人日	1,547人分 26,303人日	1,617人分 27,507人日
就労移行支援事業【再掲】（／月） 福	880人分 17,203人日	919人分 17,962人日	958人分 18,721人日
	4,605人分 79,012人日	4,857人分 83,339人日	5,109人分 87,666人日
就労継続支援事業（A型）（／月） 福	130か所 2,600人 (／年)	130か所 2,600人 (／年)	130か所 2,600人 (／年)
	18か所 517人 (／年)	18か所 517人 (／年)	18か所 517人 (／年)
就労継続支援事業（B型）（／月） 福	130か所 2,600人 (／年)	130か所 2,600人 (／年)	130か所 2,600人 (／年)
	18か所 517人 (／年)	18か所 517人 (／年)	18か所 517人 (／年)
地域活動支援センター作業所型 福	130か所 2,600人 (／年)	130か所 2,600人 (／年)	130か所 2,600人 (／年)
	18か所 517人 (／年)	18か所 517人 (／年)	18か所 517人 (／年)
中途障害者地域活動センター 福	130か所 2,600人 (／年)	130か所 2,600人 (／年)	130か所 2,600人 (／年)
	18か所 517人 (／年)	18か所 517人 (／年)	18か所 517人 (／年)

4-3 スポーツ・文化芸術

現状と施策の方向性

スポーツや文化芸術に親しむことで毎日の生活が充実するという人も少なくありません。「今後の自由時間・余暇の過ごし方」を尋ねたアンケート調査では、全体の約39パーセントの人が「習い事」、約32パーセントの人が「趣味のサークル」、約16パーセントの人が

「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く」と回答しました。しかし、希望する過ごし方を実際に行うことができている人は、それぞれ5ポイント以上少ない結果となっています。

このような中で、余暇の過ごし方として、スポーツや文化活動に取り組むことは、外出のきっかけづくりにもなり、生活の更なる充実にもつながります。以前から、スポーツや文化活動を楽しむ場や機会の少なさ、情報の入手のしづらさを課題として挙げる声があったことも踏まえ、地域の様々な団体や施設等と連携し、活動の場や地域の交流を深める機会の充実に取り組みます。スポーツや文化芸術活動を楽しみたいと思う誰もが、障害のあるなしにかかわらず活動に参加できるよう、引き続き環境を整えていきます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中心拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組みます。

(2) 文化芸術活動の推進

障害のあるなしにかかわらず、文化芸術を創造し、享受することができるよう、平成25年からこれまで開催してきた「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」の取組を生かし、障害のある人とない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に引き続き取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。

取り組み 取組

(1) スポーツ活動の推進

事業名	事業内容	中間期 目標	もくひょう 目標
障害者スポーツの啓発と理解の促進	東京2020パラリンピックにより高まる関心を障害者スポーツの普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターや横浜市スポーツ協会、地域の様々な団体等と連携し、障害者スポーツの裾野を広げる取組を行うとともに、障害者スポーツを通じた障害への理解促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
みぢか ちいき 身近な地域に おける障害者 スポーツの推進	ひ つづ しうがいしゃ みぢか ちいき 引き続き、障害者が身近な地域でスポーツ に取り組めるよう、各区のスポーツセンタ ーや中途障害者地域活動センター等と連携 し、地域の人材育成を進めながら、障害者 スポーツの推進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

(2) 文化芸術活動の推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
しょうがいしゃ ぶんか 障害者の文化 芸術活動の支援	かいさい かつどう ささ じん アートイベントの開催や、活動を支える人 材の育成、様々な団体等と連携した文化芸 術活動の場の創出に取り組みます。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゃ ぶんか 障害者の文化 芸術鑑賞の 支援 新	さまざま だんたいどう れんけい しょうがい どくせい おう 様々な団体等と連携し、障害の特性に応じ た鑑賞の機会の充実、円滑な施設利用の ための環境整備、活動を支える人材の育成 等に取り組みます。	すいしん 推進	すいしん 推進
ぶんかげいじゅつ 文化芸術による 地域共生社会 実現に向けた 取組の推進 新	かんけいきかん れんけい ふか ぶんかげいじゅつたいけん 関係機関との連携を深め、文化芸術体験や 公演・展示等鑑賞の文化芸術活動を通して、 障害のあるなしにかかわらず誰もが互 いに対等な立場で関わり合うことを進める 活動を促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
かしょう どくしょ (仮称) 読書バリア フリー法に基 づく横浜市計画 の策定、推進 新	どくしょ ほう もと ちほうこうきょう 読書バリアフリー法に基づく、地方公共 団体の計画として策定し、計画に基づく 取組を推進します。	さくてい 策定 ・ すいしん 推進	すいしん 推進

だい しょう しょうがい ひと ちいき ささ きばん せいび 第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

1 ほんしょう いちづ 本章の位置付け

だい しょう さまざま じぎょう しょうがいじ しゃ にちじょうせいかつ おく うえ してん た わくぐ
第3章では、様々な事業を「障害児・者が日常生活を送る上での視点に立った枠組
み」に沿って取り上げました。

いっぽう ふくごうでき ためんてき ちいきかだい ひょうめんか なか しょうがい ひと ささ
一方で、複合的で多面的な地域課題が表面化する中で、障害のある人を支えていく
には、個々の事業による支援だけでは十分とはいません。地域社会の中で、行政
や関係機関、地域住民など多くの担い手が対話・協議を行い、様々な事業・施策・
取組を連携させてことで、地域で支える基盤を整備・強化していくことが重要です。
だい しょう しょうがいしゃ せいかつ ちいき ささ きばん ちいきせいかつしえんきよてん
第4章では、障害者の生活を地域で支えるための基盤として、「地域生活支援拠点
機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、将来像とそれ
に向かた取組を取り上げます。

2 くに どうこう 国の動向

くに へいせい ねん かくぎけつい いちおくそうかつやく すべ
国は、平成28年に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、「全ての
ひとびと ちいき く い とも つく たか あ ちいききょうせいしゃかい
人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』
じつけん う だ なか ささ てがわ う てがわ わ
を実現する」と打ち出しました。その中で、「支え手側と受け手側に分かれのではなく
ちいき じゅうみん やくわり も ささ あ じぶん かつやく ちいき
く、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域
コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら
く暮らすことのできる仕組みを構築する」としています。

しゃかいぜんたい ちいききょうせいしゃかい じつけん しく こうれいしゃ
社会全体のありようとしての「地域共生社会」を実現する仕組みとして、高齢者
ふくし ぶんや ちいきほうかつ どうにゅう ちいきほうかつ
福祉の分野では「地域包括ケアシステム」が導入されています。「地域包括ケアシス
テム」は、高齢者のケアとして必要な支援を地域で包括的に提供し地域での自立した
せいかつ しえん しょうがいしゃ こ しえん おうよう かんが
生活を支援するもので、障害者や子どもの支援にも応用できると考えられています。
へいせい ねん ど せいしんしょうがいしゃ いつそう ちいきいこう すす ちいき
そこで、平成28年度に、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを
すいしん してん せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく めざ
推進する視点から、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す
あら りねん
ことが新たな理念とされました。

いっぽう しょうがいしゃ じゅうどか こうれいか おやなあと みす しょうがいじ しゃ せいかつ ちいき
一方、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児・者の生活を地域
ぜんたい ほうかつとき ささ たいせい ひつよう へいせい ねん ど くに ちいきせいかつ
全体で包括的に支える体制が必要とされてきたことから、平成27年度に国は地域生活
しえんきよてんとうせいびすいしん じぎょう た あ ちいきせいかつしえんきよてんきのう せいび すす
支援拠点等整備推進モデル事業を立ち上げ、「地域生活支援拠点機能の整備」を進めて
きました。「地域生活支援拠点」は、地域に存在する社会資源を有機的に結びつけ、
こうりつとき こうかつき ちいきせいかつしえんたいせい こうちく しょうがいしゃ せいかつ ちいきせんたい
効率的・効果的な地域生活支援体制を構築することにより、障害者の生活を地域全体

で支えていこうというものです。

3 横浜市の取組

「地域生活支援拠点機能」の整備は、全く新しい何かをつくるものではありません。これまで、横浜市は、障害のある人もない人も含め、支援者の方々、事業所の方々、地域の方々と協力しながら、地活ホームや基幹相談支援センター、生活支援センター、自立支援協議会などをはじめとする様々な社会資源を整備・推進してきました。こういった既存の社会資源を有機的につないでいくネットワーク型の手法により、「地域生活支援拠点機能」の整備を進めてきています。

また、精神障害の特有の生活のしづらさについては、地域における関係者・関係機関が共通の認識を持つことが重要です。

保健、医療、福祉関係者の共通認識の下、これまでのつながりにおける機能の見直しや、制度に基づかない支援を加えた広がりにより、地域の特性を踏まえた多くの課題に対応できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

次から、具体的な「将来像」と「取組」として、「地域生活支援拠点機能」の整備において取り組む5つの居住支援機能と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の6つの仕組みを説明します。

(1) 地域生活支援拠点機能

機能1 相談

【将来像】

必要な人全てが相談支援事業所につながっていて、緊急時に必要な情報を関係者・関係機関が適切に共有するなどの取組が展開されています。

【取組】

各区自立支援協議会、研修、集団指導などの様々な場を活用し、相談支援機関に對し、緊急時のリスク把握や事前の備えの必要性と、各機関が地域生活支援拠点の担い手であるという認識を持てるよう働きかけます。

相談支援機関や障害のある人ご本人に対し、あらかじめ緊急事態を想定し、その予防とスムーズな対応を計画する「緊急時予防・対応プラン」の作成などを促

し、それらを福祉保健センター、基幹相談支援センター及び生活支援センターの3機関で共有することにより、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

また、緊急事態が発生しないための予防策や、緊急事態を想定した支援体制を整えるため、相談支援機関同士の情報提供方法や考え方を整理し、共有します。

機能2 緊急時の受入れ・対応

【将来像】

短期入所事業所も含め、それぞれの施設の特性に応じた役割分担の下で、レスパイトや計画的な利用だけではなく、緊急時の利用にも対応できる状態になっています。また、横浜市の拠点施設である18か所の社会福祉法人型地活ホーム及び23か所の機能強化型地活ホーム並びに6か所の多機能型拠点において、相互連携の下、ほかに受入先がない方の利用が促進され、緊急時の受入れにも対応できています。

【取組】

各事業所に対して、地域生活支援拠点の担い手との認識の下、短期入所事業所の施設種別（入所、通所、病院、診療所等）や地活ホーム、多機能型拠点など施設の設置目的に応じた役割を整理し、理解促進及び協力体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者、強度行動障害があるなどの受入促進、拠点的施設等の定期的な評価及び改善（P D C Aサイクル）を通じた支援の充実を図っていきます。

機能3 体験の機会・場の提供

【将来像】

区自立支援協議会を中心構築されたネットワークが強固になり、一人ひとりのニーズに合わせた「体験の機会・場」の提供が行われています。また、基幹相談支援センターではグループホームや日中活動系サービス事業所などの「体験の機会・場」の情報が随時更新され、入手・活用できる状態です。

さらに、障害のある人が、暮らしの場や過ごし方の体験することで様々な選択肢の中から自分で選べるようになり、一人暮らしを希望する人も暮らしたい地域で自分らしい生活を実現できます。

【取組】

事業所情報が基幹相談支援センターへ適時集約される働きかけと、情報提供を行ったための手法を整理・検討します。相談支援機関や基幹相談支援センターでの相談内容等を活用して把握したニーズを踏まえ、様々な住まいの場の拡充と、体験の機会・場を提供しやすくする仕組みを検討します。居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に、障害理解を促進する研修、サポート体制の構築及び入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけ等を実施します。宿泊型自立訓練など、生活環境を変える意味での他の社会資源の活用・開発を検討します。

機能4 専門的人材の確保・育成

【将来像】

区域では、区自立支援協議会での取組により、人材育成、サービス水準の向上・標準化ができます。また、市域、区域における人材育成の取組を効果的に連動させることにより、発達障害、行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア等、様々な分野において専門性の高い支援ができる人材が育成できています。

【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう、体系的な整理を行うとともに、区域での人材育成を担える人材を市域で育成し、区自立支援協議会が人材育成の場としてさらに機能するよう取り組みます。

また、研修に参加できない人に対する人材育成手法や、二次相談支援機関のコンサルテーション機能の拡充及び効果的な運用方法などを検討します。

機能5 地域の体制づくり

【将来像】

区自立支援協議会、ブロック連絡会、市自立支援協議会の取組が連携・連動し、分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害のある人への緩やかな見守りなど地域全体で支える取組を展開しています。

【取組】

日頃の見守りの担い手になる地域住民を含め、障害のある人が地域で安心して暮らすために、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、障害分野

を超えた多様な方々に協力してもらえる関係づくりを進めます。
また、区域での取組や把握された地域課題を全市で共有できる体制を整えていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

仕組み1 本人や家族が安心して相談できるための仕組み

【将来像】

日常生活での困りごとや障害により苦しんでいる場合に、どこに相談したらよいのか、分かりやすく情報を受け取ることができます。
また相談したことが関係者・関係機関に適切に共有され、普段の生活から一緒に考えていくことで、もしもの事態を視野に入れた支援が受けられます。

【取組】

緊急時のリスクを含めたニーズを把握・共有し、適切に情報提供できるよう、関係者・関係機関それぞれが地域包括ケアシステムの担い手となるような働きかけを行います。
特に、未治療や治療を中断したことで苦しんでいる方やその家族を含め、緊急的な医療を確保するための対応(精神科救急等)だけではなく、本人が望まない入院や緊急事態にならないよう、地域定着支援事業や自立生活援助、自立生活アシスタントなどを活用した訪問活動など、普段からの支援が途切れることなく提供できる体制づくりを行います。

仕組み2 入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組み

【将来像】

病気により入院となった場合でも、病気そのものや退院への不安に対するサポートが受けられます。
また、病気の治療が終われば、その人自身が望む地域に退院し、生活する上で必要な支援を受けられます。

【取組】

病気により入院(再入院)となった場合でも、地域移行・地域定着支援事業や退院サポート事業を活用しつつ、医療機関、訪問看護、ピアサポート等と連携し、支援体制をつくっていきます。

仕組み3 安心した生活を確保するための仕組み

【将来像】

希望する地域で様々な暮らしの場を自分自身で選択できます。アパートなどを希望した時も、障害を理由に断られることなく、家事や手続など日常生活の困りごとについても必要な時にサポートが受けられる体制ができます。

【取組】

これまでの社会資源の効果的な活用や拡充、事業所情報の収集・提供の働きかけや手法を検討します。特に家事、引っ越しや退院などの環境変化に伴う手続、体調変化などの不安に対する継続的なサポートや、日々の困りごとを解決していくためのサポート体制を築いていきます。

また、居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に対し、サポート体制の構築、障害理解を促進する研修、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけを進めます。

仕組み4 支援者の知識や技術向上のための仕組み

【将来像】

精神保健福祉とほかの様々な分野の支援者が、個別支援だけの関わりだけではなく、お互いの知識・技術・情報の共有ができます。

【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう体系的な整理を行うとともに、精神保健福祉分野のみならず身体障害・知的障害との重複や高齢、生活困窮をはじめとした多くの分野と精神科医療機関との情報及び技術交流の機会を整えていきます。

仕組み5 住民の障害理解を促進するための仕組み

【将来像】

地域における、緩やかな見守りの担い手となる住民が精神障害者の生活のしづらさを理解し、困った時には一緒に協力したり、支援者と相談したりできるような関係が築けています。

【取組】

研修や講演会その他の地域活動等を通じて、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、精神障害者の生活のしづらさを理解し、様々な方々から協力を受けられる関係づくりを進めます。

仕組み6 お互いに支え合える仕組み

【将来像】

精神障害によって悩み苦しんできた経験を、いま苦しんでいる仲間や家族、支援者に分かち合うことで、支援の「支え手」や「受け手」という枠を超えて、共に支え合っていけるような体制ができます。

【取組】

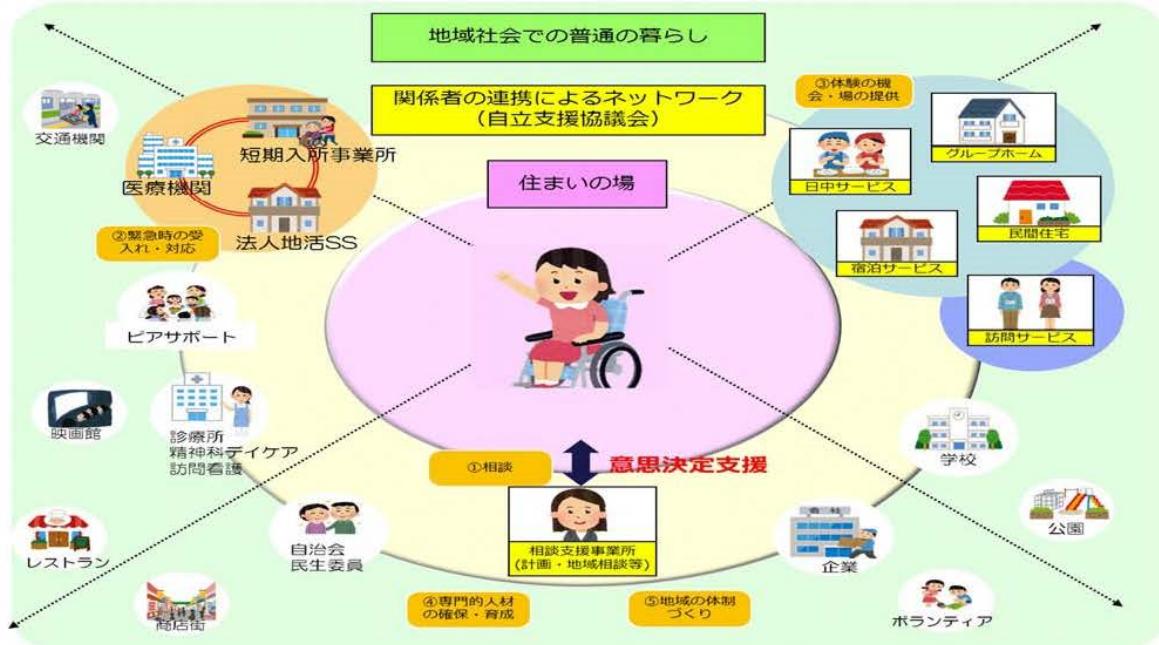
関係機関から本人への支援だけでなく、同じ経験や立場の人同士が互いに精神的な支えとなるような場や機会を整えていきます。

4 今後の方向性

これまで横浜市では、国の動向に沿って、「地域生活支援拠点機能」の整備と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を個別に検討してきました。しかし、どちらの仕組みも、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりという面では同じです。

今後、具体的な課題や必要とされる事業・取組等が明確になってきた段階を見計らい、一体的な議論を行うことによる相乗効果で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組の推進と「地域生活支援拠点機能」の充実・強化を進めていきます。第4期プランの基本目標である「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」の実現に向けた非常に重要な取組であり、様々な社会資源の担い手との連携・協働と地域とのつながりを深めながら推進していきます。

【障害のある方を地域全体で支えるイメージ図】



※「横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」から抜粋したのですが、
おおまかな構造は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」も同様と考えられます。

だい しょう びーでいしーえー 第5章 PDCAサイクルによる計画の見直し

1 PDCAサイクル

だい き れい わ ねん ど ねん ど ねん かん けい かく き かん よこ はま
第4期 プランは、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としています。そのうち、「横浜
し し し う が い ふ く し け い か く お よ よ こ は ま し し う が い じ ふ く し け い か く
市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、3年後の令和6年度に改定を行
ます。その際、併せて第4期プラン全体の見直しを行います。

み な お あ だ い き さ く て い か て い お な し ょ う が い し や か ぞ く し え ン し や ど う
見直しに当たっては、第4期プランの策定過程と同じように、障害者やそのご家族、支援者等
い け ン く う か ん お こ な し ン ち ょ く か ん り よ こ は ま し し う が い し や し さ く す い
との意見交換やインタビューを行なうほか、プランの進捗管理については「横浜市障害者施策推
し し き き う ぎ か い お よ せ ン ま ん い い か い し ょ う が い し や し さ く け ん と う ぶ か い と う ぎ ろ ん
進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論や、毎年欠かさず開催
し み ん む せ つ め い か い ば か く し さ く じ ぎ よ う ひ ふ う か お よ け ん と う お こ な
している市民向け説明会などの場で、各施策・事業の評価及び検討を行ないます。

し や か い じ ょ う せ い へ ん か ど も な あ ら か だ い じ ゅ う な な たい お う
また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題にも柔軟に対応します。

●見直しの時期

年 度 名 称 構 成	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
だい き よ こ は ま し し う が い し や 第4期横浜市障害者プラン						
し ょ う が い し や け い か く 障害者計画						し ょ う が い し や け い か く し さ く ほ う こ う せ い お よ う さ べ つ 障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画
	し ょ う が い ふ く し け い か く 障害福祉計画		し ょ う が い ふ く し け い か く 障害福祉計画			し ょ う が い ふ く し け い か く し ょ う が い ふ く し け い か く 障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画
	し ょ う が い じ ふ く し け い か く 障害児福祉計画		し ょ う が い じ ふ く し け い か く 障害児福祉計画			し ょ う が い じ ふ く し け い か く し ょ う が い じ ふ く し け い か く 障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

●PDCAサイクルのイメージ

